

平成29年 6 月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成29年 6 月21日～22日

場 所 第4委員会室

平成29年 6 月 21 日 (水曜日)

午前10時 2 分開会

会議に付託された議案等

○議案第 1 号 平成29年度宮崎県一般会計補正
予算 (第 1 号)

○議案第 3 号 使用料及び手数料徴収条例の一
部を改正する条例

○議案第 5 号 工事請負契約の変更について

○議案第 6 号 工事請負契約の変更について

○報告事項

・平成28年度宮崎県繰越明許費繰越計算書 (別
紙 3)

・平成28年度宮崎県事故繰越し繰越計算書 (別
紙 4)

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調
査

○その他報告事項

・次期指定管理者の指定について
・(一社) 宮崎県林業公社第 4 期経営計画の策定
について

・平成28年度「大気、水質等の測定結果」につ
いて

・平成29年度海水浴場水質調査結果について

・みやざき林業大学校 (仮称) の検討について

・林業就業者の動向について

・乾しいたけ品評会等について

・林業成長産業化地域創出モデル事業の「延岡
・日向地域」の選定について

・農地中間管理事業の実施状況について

・さといも疫病対策について

・宮崎県内水面漁業活性化計画の策定について

委 員 長 後 藤 哲 朗

副 委 員 長 日 高 博 之

委 員 宮 原 義 久

委 員 濱 砂 守

委 員 山 下 博 三

委 員 高 橋 透

委 員 来 住 一 人

委 員 井 上 紀代子

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長 川 野 美奈子

環 境 森 林 部 次 長
(総 括) 黒 木 義 博

環 境 森 林 部 次 長
(技 術 担 当) 福 満 和 徳

部 参 事 兼
環 境 森 林 課 長 大 西 祐 二

みやざきの森林
づくり推進室長 黒 木 哲 郎

環 境 管 理 課 長 川 井 田 哲 郎

循 環 社 会 推 進 課 長 天 辰 晋 一 郎

自 然 環 境 課 長 廣 津 和 夫

自 然 公 園 室 長 大 岩 根 充 明

森 林 経 営 課 長 甲 斐 良 一

山 村 ・ 木 材 振 興 課 長 三 重 野 裕 通

み や ざ き ス ギ
活 用 推 進 室 長 日 高 和 孝

林 業 技 術 セ ン タ ー 所 長 渡 邊 幸 一

木 材 利 用 技 術
セ ン タ ー 所 長 下 沖 誠

工 事 検 査 監 長 友 善 和

農政水産部

農 政 水 産 部 長 大 坪 篤 史

出席委員 (8 人)

農政水産部次長 (総 括)	野 口 和 彦
県参事兼農政水産部次長 (農 政 担 当)	宮 下 敦 典
農政水産部次長 (水 産 担 当)	成 原 淳 一
畜産新生推進局長	坊 藺 正 恒
農政企画課長	酒 匂 重 久
新農業戦略室長	鈴 木 豪
農業連携推進課長	山 本 泰 嗣
みやざきブランド 推 進 室 長	外 山 直 一
農業経営支援課長	牛 谷 良 夫
農業改良対策監	長 友 博 文
農地対策室長	浜 田 真 郎
農産園芸課長	土 屋 由 起 子
農村計画課長	山 下 恭 史
畑かん営農推進室長	菓子野 利 浩
農村整備課長	凶 師 郁 夫
水産政策課長	毛 良 明 夫
漁業・資源管理室長	外 山 秀 樹
漁村振興課長	田 中 宏 明
漁港漁場整備室長	押 川 定 生
畜産振興課長	花 田 広
家畜防疫対策課長	三 浦 博 幸
工事検査監	東 勇 一
総合農業試験場長	甲 斐 典 男
県立農業大学校長	後 藤 俊 一
水産試験場長	田 原 健
畜産試験場長	久保田 和 弘

事務局職員出席者

議事課課長補佐	濱 崎 俊 一
議事課主任主事	八 幡 光 祐

○後藤委員長 ただいまから環境農林水産常任

委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおり、午前と午後に分けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いをいたします。

○川野環境森林部長 環境森林部でございます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

座って説明させていただきます。

それでは、お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙をごらんいただきたいと思ひます。

本日の説明事項は、予算議案が1件、報告事項が2件、その他報告事項が8件でございます。

まず、Ⅰの予算議案といたしまして、議案第1号「平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」についてでございます。

これにつきましては、後ほど説明いたします。

次のⅡの報告事項は、平成28年度繰越明許費及び平成28年度事故繰越しにつきまして報告するものでございます。

Ⅲのその他報告事項は、次期指定管理者の指定についてなど、8項目を報告いたします。

それでは、1ページをお開きください。

この表は、議案第1号に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。

今回の補正につきましては、一般会計で、表の中ほど、補正額Bの列の小計の欄にございませうように、1,210万円の増額をお願いしております。補正後の一般会計予算額は、補正後の額Cの列の中ほどの小計にございませうとおり207億8,440万9,000円となります。

この結果、補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして、同じくCの列の一番下、合計欄にありますとおり220億1,442万3,000円となります。

私からの説明は以上であります。各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長、室長が説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○甲斐森林経営課長 森林経営課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の25ページをお開きください。

森林経営課の補正額は、1,210万円の増額であります。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように79億8,692万7,000円となります。

それでは、補正事業について説明いたします。

1枚めくって、27ページをございませうください。

上から5行目の(事項)森林機能保全対策総合整備事業費で、1,210万円の増額であります。

説明欄1の(1)の間伐推進路網整備事業につきまして、常任委員会資料で説明させていただきます。

委員会資料の2ページをお開きください。

1の事業の目的・背景ですが、県が川上から川下までの林業・木材産業等関係者と共同で策定しました体質強化計画に基づき、合板・製材

工場等へ、原木を安定的に供給するための路網整備を支援するものであります。

右の3ページにあります路網整備のイメージ図をございませうください。

これは、木材の伐採や搬出コストの削減を図るため、林内路網を構成する道の配置を示したものであります。

山のイラストの右下に、林道の表示がありますが、これは一般車両やセミトレーラの走行を想定したものです。

次に、左上の林業専用道については、林道から枝分かれしている、森林施業のための10トン積みトラックなどの走行を想定したものです。

それから、さらに枝分かれしている右上の森林作業道が、今回の補正をお願いする林業機械の走行を想定したものです。

また、下の右端の写真は、森林作業道において高性能林業機械を使用し、間伐材の造材作業を行っているところです。

このように、それぞれの役割等に応じて、路網ネットワークの整備を進めていくこととございませう。

左の2ページに戻ってございませうしまして、2の事業の概要ですが、(1)の予算額はございませうのとございませうで、財源は国基金管理団体であります。

(2)の補正理由は、国基金事業実施に伴うものであります。

(4)の事業主体は、市町村や林業事業体であります。

(5)の事業内容ですが、森林作業道の整備でありまして、1メートル当たり2,000円の定額補助となります。

(1)の財源につきましては、国が公募により選定した公益社団法人国土緑化推進機構が、国基金管理団体として交付するものであります。

今回の6月補正で要求させていただくことになったのは、平成29年3月上旬に国基金管理団体から内報があったためであります。

3の事業効果ですが、生産量が増加する合板・製材工場等へ、間伐材が低コストかつ安定的に供給されるものであります。

森林経営課からは以上であります。

○**後藤委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

議案についての質疑はありませんか。

○**山下委員** この事業に対して国に要求をされていたのか。要求されたのはどれほどの要求額だったのか。それを教えてください。

○**甲斐森林経営課長** 事業は昨年度からの事業でございまして、要望は6,050メートルの延長で、1,210万円を要望しております。

○**山下委員** 満額来たということでよろしいんですね。

○**甲斐森林経営課長** はい、そうです。

○**山下委員** 材を搬出するのに、この要望はかなり多いと思うんです。森林組合等を通じて来るだろうと思うんですが、皆さんのその要求というのは、いわゆる目いっぱいのことを国に要望されていたの。満額来たということでしょう。

かなり要望があったと思うんですが、その積み上げというのは把握されていますか。

○**甲斐森林経営課長** 一応、今回は補正ということでございましたので、それで要望をとりまして、そのときの要望がこの6,050メートルということでございました。

○**山下委員** わかりました。

これを実施していくのは、やっぱり森林組合が中心になるの。

○**甲斐森林経営課長** 今回は林業事業者ということで、林業事業者が1者、それと、えびの市、

諸塚村の市町村がやるということで、この3者でやるということで、今回の補正につきましては事業を行っております。

○**山下委員** 今のは市町村のまとめでしょうか、事業実施主体というのは森林組合かなということを僕は確認したいんですが。

○**甲斐森林経営課長** この事業実施主体とありますのは、体質強化に基づきまして、一般の林業事業者、それから市町村、それから森林組合、こういうところが事業主体として対象になっております。

○**山下委員** 路網を毛細血管のようにつくっていく中で、いわゆる立木補償、これはもう全然入ってないんですか。

○**甲斐森林経営課長** 立木補償は入っておりません。

○**山下委員** ちょっと気になるのが、メートル2,000円という金額なんですが、これは事業者のところには森林のほうでも何か上乘せ予算があるの。

○**甲斐森林経営課長** この森林作業道というのは、林道から、林業専用道と、それから先の毛細血管みたいになるんですが、要は高性能林業機械等を入れるということで、ある程度、切り土とか盛り土を少なくしまして、そういう形で少しでも削減する。

それと、現場の資材等、そういう排水等には木材を使ったりとかしながら作設するということで、大体この金額等でやれるというふうに考えております。

○**山下委員** はい、わかりました。

○**高橋委員** 今の関連でお尋ねしますが、定額2,000円、6キロになると、1,200万円ぐらいになるのかなと思ったんですけど、丸々定額補助だから、いわゆる事業者負担もあるのかな

と思っただけですね、その確認を。

○甲斐森林経営課長 基本的には、定額2,000円ということで出しますけれど、場所によっては若干増加する箇所もあるかとは思いますが。

○高橋委員 わかりました。

間伐の推進ということで、これスタートしたときに、バイオマス発電とかそういったもので、ものはすごくあるからということで。しかし、それが有効活用されていなかったということで、すごくいい事業だと思うんですが。要は間伐するために路網をつくるわけですが、この路網に何らかの運搬車が入らないといかんとするんですが、どの程度のトラックが入るんでしょうか。

○甲斐森林経営課長 基本的には間伐をやるということで、現場のほうではプロセッサとか、そういう林業機械を入れていく。その林業機械で切ったところをフォワーダ等で引き出していくということで、林業専用道までを持ち出すという形の基本的な高性能林業機械が入る規格で考えております。

○高橋委員 済みません、私もなかなか素人で。いわゆる運搬車、私は、すぐトラックをイメージしたもんですから、例えば10トンは無理にしても、4トン半とか2トン車とか、そういうのが入るのかなと思って聞いてみました。

○甲斐森林経営課長 この森林作業道では、トラック自体は想定していないところがございます。

○日高副委員長 定額2,000円は結構安いなど、私も正直思ったんですけれど。特に森林作業道になってくると、まず必要最小限に、例えばそこに、フォークリフト、そういった機械が入って伐採を行うということだと思っただけなんですけれど。場所によっては、作業道から山がずれてきているという、あしきような状況も正直見られるん

ですけど、もうちょっと作業道というのを頑丈につくったほうが、そこがもとで山が崩れてるんですよ。現実にあるんですよ。その辺でどう考えるのかなと思っただけなんですけれど。

○三重野山村・木材振興課長 事業体のほうの作業の内容ということなので、私からお答えさせていただきます。

副委員長の御指摘のとおり、作業道開設によりまして、やはり土をいじくるということになりますので、そこが崩壊の原因になるのではないかと、それは御指摘のとおりでございます。

そういったこともございますので、土の切りと盛りを少なくしてなるべく崩れにくく、そういった作業道をつくるような研修というのを事業体向けに毎年開催してございまして、そういったことの積み重ねによって、現場の作業において道が崩れることをなるべく避けていこうということで、指導していこうとしております。

○日高副委員長 山の角度ですね。例えば、なだらかな山とか、急峻な山とか。東白杵農林振興局のほうで、福満次長も当然御存じだと思うんですけど。同じようなことをしとっても場所によっては落ちるんですよ。

なだらかなところやったらある程度どうにかなるんです。そこら辺は見きわめて、ちょっとお金をかけてでも、しっかりつくつとかなと後々崩れて、そこを補修するとなかなかお金もかかってくるので、プロなりのそこら辺の見きわめですか、その辺もお願いしたいんですけど、その辺はどう考えているのか。

○三重野山村・木材振興課長 研修の中の状況でございますが、当然、地形によって、山でも一律に急というところばかりではなくて、急なところもあれば、なだらかなところもあるというところがございますので、なるべくそういっ

た崩壊の影響がないところを、まず線形として選ぶようにということで、指導させていただいているところでございます。

ただ、実際のところ、出そうとするとなかなか厳しい受け方をしなきゃいけないようなところもあるということでございますので、そこは現場で工夫を積み重ねながら、うまく回していこうと考えております。

○甲斐森林経営課長 それと、やはり、県としましても作業道作設指針というものをつくりまして、こういう開設する業者の方とか、森林組合とか、そういうところには指導しているところでございます。

○日高副委員長 徹底をぜひよろしく願いいたします。

○高橋委員 今回の副委員長の質疑を聞きながら思ったんですが、作業道は、山の地形によってはつくれないところもあるんだということも理解しとったらいいんですね。

○甲斐森林経営課長 地形的に急勾配とか、非常に岩盤ばかりで、作業道の金額単価では抜けないような箇所もあると考えております。

○高橋委員 であるならば、それが適切かどうかわかりませんが、昔、ワイヤーで搬出しておったじゃないですか。これは山に優しいんじゃないかなと、ふと思ったんですけども、どうしても作業道をつくれんようなところは、そういうワイヤーを引っ張ってやる作業になるんでしょうか。

○甲斐森林経営課長 基本的には、今、タワーヤードとかケーブルクレーンを使って、現場ではクレーン式のワイヤーで間伐材を出していくという施業もなされております。今もやっております。

○高橋委員 でも、最近、あんな作業をやって

いる光景は見ませんよね。わかりました。

○山下委員 これは、合板・製材工場と、そういう目的が書いてありますが、これはバイオ発電も対象という理解でいいの。

○甲斐森林経営課長 基本的には、これは間伐材を利用するというところで、一応県内の製材工場に搬出するという形で、出しているという状況でございます。

○山下委員 一応じゃないのよ。ここにはバイオ発電という表現が全然してないんで、バイオ発電の持ち込みが対象になったら、これは目的に反するかなと思って。そこまでのチェック機能がちゃんとしているのかということを知りたい。

○三重野山村・木材振興課長 こちらの事業、大本の計画が合板・製材生産性強化対策計画という事業でございまして、去年の例のT P P対策というところから端を発した事業でございまして。

間伐材から流れてくる、それを高度な効率性の高い生産を行うことによって国際競争力をつけようといった事業でございまして、納入先の工場というのがもう計画の中で決まっておりますので、この道を通って、間伐で生産されたものがその工場のほうに行くと。その分量を何立方出すといったところについて、製材工場の側がどれだけ受け取るということを事業の承認の要件にしております、その中でコントロールをさせていただいております。

○山下委員 大体わかりました。

間伐というのは、大体20年ごろからやりますよね、20年、25年とやっていくんですが、仮に例えば5町歩ぐらいの山の中に作業道を入れて間伐をやりますよね。先ほども出ておりますように、山の中腹をずっと切ってそこに作業道を

入れていく。もう原状復帰はしないと思うんですよね。何回か間伐もするでしょうから、そのままずっととっておくわけでしょう。

そのとき心配するのが土砂崩壊なんですよ。斜面に道路を入れていくと、やっぱり何らかの地殻変動が起こるんですよね。

何か災害につながるような気がするもんですから、例えば、土砂崩れの現場を見ても、30年、40年たった成木林がどっと流れてくるわけでしょう。

その危険性というのは、余り細かな作業道を入れると、メーター2,000円というのは安易な工事ですから、そこが非常に心配だなという思いで事業を見ているんですけれど、皆さん方、そのようなことは何も考えてないの。

○甲斐森林経営課長 基本的には、この作業路も、森林整備事業でもう少し規格のいい作業道もございます。これはある程度2,000円ぐらいで抜ける、道があつて、それから、そんなに切らなくてもいいというところの選定をしながら路線の選定をしていますので、ここに関してはある程度そういうところを加味していると考えております。

○山下委員 我々も災害が出た作業現場を見ると、作業道入れていて、途中にU字溝を入れて水が道路を走らないように、谷あたりに水を落とすようにしながらやっていくんですよね。多分、メーター2,000円じゃ、そういう措置が何もないと思うんです。だから、ちょっと心配するんですけれど。あとの検証はちゃんとやっていかないといけないですよ。

○福満環境森林部次長(技術担当) 今、るると森林作業道のメーター単価が安いんじゃないかということで、山地崩壊の起因になるんじゃないかというような御心配のお声、ごもっとも

だと思っております。

日高副委員長に御心配いただいた件でも、やはり森林の伐採に絡んで崩壊を起こしたというような案件もありますので、そこは森林の地形によって判断すべきだろうと思います。

このポンチ絵にもありますように、大きなトラックが通れるようなところというのは、メーター当たり10万から20万、そういうのがかかる林道で、きちんと永久構造物もつくりながらやりますし、林業専用道もそれに準じた形で数万円から10万円近く、それぐらいの単価をかけて抜くということにしております。

その毛細血管でいくのが森林作業道ということで、本当に施業に密着した形の作業道でございますので、そこはもう最後の林業の施業に必要なグラップルとか、搬出に必要なフォワーダとか、そういったものが通れる最低限のものということにしておりますし、地形的に厳しかったら、そういうところは要望としては認めないよということにしております。

2,000円というところのできる範囲で、そして壊れにくく丈夫な作業道の作設指針というものもつくって、みんなに指導しているところがございますので、現場条件に応じた形での路網の配置に努めていくということだろうと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

○濱砂委員 さっき、高橋委員が言われた、昔、ヤエンと言ったんですけど、今は架線ですよ。あの搬出コストと、この道路網の搬出コストというのは、かなり違うものですか。あのほうが、山を安定させ、被害が少ないと思いますが。

○甲斐森林経営課長 ここではっきりした数字というのは言いにくいなんですけれども、恐らく

ケーブルクレーンで張る、架線を張ると、架設にかなりかかりますし、ある程度、集材範囲も、量的にも限られてくると。そういうことを考えると、やはりコスト的にはケーブルクレーンのほうがかかるのかなと思います。

ある程度、道が入って行って、そこから集材するといったほうが、経費的には低コストになるということかと思っています。

○濱砂委員 搬出のコストはやっぱり架線のほうがかかると。しかし、例えば、架線に補助金を出すとしたときに、どっちがいいのかなという気がしたんですが、コストがちょっとわからんもんですから。山を壊す危険性がある。これは必ず10年ぐらいで根腐れしたら、本当に、どこもそうなんですけれど、小さい崩壊から結構出てくるんですけれど。

スギは高いもんですから、これが揺らされるとどうしても危険はあるんですよ。

だから、今、どちらがいいのかなという気がしたもんですから、すぐ答えは出らんでしょうけれど、生産コストがどのぐらい違うもんかという部分をまた調べとっていただけませんか。

○甲斐森林経営課長 はい、わかりました。

○後藤委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、議案についての質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項に関する説明を求めます。

○大西環境森林課長 それでは、常任委員会資料の4ページをお願いいたします。

繰越計算書についてであります。平成28年度から29年度に繰り越した事業について、繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、御報告を行うものであります。

まず、1の繰越明許費繰越計算書であります。主管課別に事業ごとの箇所数や繰越額などを記載しております。

合計の欄にありますとおり、環境森林部全体で19の事業、233カ所、繰越額は64億3,760万円です。

繰越理由としましては、表の右にありますように、事業主体において事業が繰り越しとなることによるものなどです。

次に、2の事故繰越し繰越計算書です。

自然環境課の治山施設災害復旧事業で、繰越額は2億6,196万7,000円です。

そこに記載はございませんけれども、これは平成27年8月の台風15号により被災しました、宮崎市浜山地区の防潮護岸工の復旧事業です。

地盤改良工事において、当初想定していなかった流水が観測されたため、工法の検討に日時を要したことにより、工期が不足することとなり、事故繰越しとなったものであります。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありますか。

○山下委員 この繰り越しの中で、不落とかそういうものが原因で影響が出た件とかあるんですか。

○廣津自然環境課長 この表の上のほう、自然環境課の分で申し上げますと、不落、不調による繰り越しという案件はございませんで、ここに書いてあるような関連工事のおくれとか、そういった理由で繰り越ししているものでございます。

○甲斐森林経営課長 森林経営課の事業におきましても、不落等による繰り越しはございませ

ん。

○後藤委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、報告事項についての質疑を終了いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○大西環境森林課長 それでは、常任委員会資料の5ページをごらんください。

次期指定管理候補者の指定についてであります。

環境森林部では、4つの公の施設について指定管理者制度を導入しております。

今年度末で指定管理期間の3年が終了しますことから、引き続き指定管理者を募集することとしております。

(1)現在の管理運営状況についてでございます。

①の施設の概要をごらんください。

1の川南町にある、宮崎県川南遊学の森は、県民の森林に関する知識及び技術の修得、並びに森林との触れ合いの場を提供するための施設で、現在の指定管理者は公益社団法人宮崎県緑化推進機構であります。

2の小林市にある宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森、3の宮崎市高岡町にある宮崎県諸県県有林共に学ぶ森、そして、4の美郷町西郷にある宮崎県林業技術センター(森とのふれあい施設)、これら3つの施設は、森林・林業に関する学びや森との触れ合いの場などを提供するための施設で、現在の指定管理者は公益社団法人宮崎県森林林業協会であります。

②の施設利用状況ですが、指定管理者による主催事業の実績を記載しております。

太枠で囲んでおります平成27年度と28年度が

今期の状況でございます。

28年度は、ひなもり台県民ふれあいの森が、天候の関係で、前年度より参加者数が大きく減少いたしております。

6ページをごらんください。

上の表は利用料金制を導入している施設の利用者数であります。

利用料金を徴収しておりますのが、オートキャンプ場と研修寮ですが、28年度はいずれも前年度より増加しております。

③の施設収支状況でございます。

4つの施設とも、指定管理料を主な収入としております。

収支差額の欄をごらんいただきますと、ひなもり台県民ふれあいの森と諸県県有林共に学ぶ森がマイナスとなっております。

④の管理運営状況であります。利用者の利便性やサービス向上等に関する主な取り組みを以下に記載しております。

4つの施設の共通の取り組みとしましては、積極的な広報活動や主催事業等参加者へのアンケート調査、あるいはインターネットの活用などであります。

7ページをごらんください。

ひなもり台県民ふれあいの森におきましては、共通事項のほか、通年開園あるいはメンバーズ割引等を実施いたしております。

⑤の評価についてであります。

川南遊学の森については、主催事業において、県民ニーズに対応した講座内容などに改めることにより良好な評価を得るとともに、安全管理面等で日常点検等も適正に実施されております。

ひなもり台県民ふれあいの森については、施設利用時間の延長や利用料金の値下げなどを行いまして、また、オートキャンプ場の利用料金

収入が、県が設定した利用料金を上回っております。しかしながら、収支差額がマイナスとなっておりますため、業務の効率化に努め、収支の改善を図る必要があります。

諸県県有林共に学ぶ森については、主催事業において募集人員を上回る参加者があり、アンケート調査で良好な評価が得られておりますが、収支差額がマイナスとなっておりますため、この施設につきましても業務の効率化に努め、収支の改善を図る必要があります。

森とのふれあい施設については、研修プログラムの充実を図り、アンケート調査で良好な評価を得られており、安全管理面等で日常点検等も適正に実施されております。

8ページをごらんください。

(2) 次期の募集方針についてであります。

①の業務の範囲であります。いずれの施設も今期と同じで変更はありません。

川南遊学の森については、施設の利用及び維持保全と森林環境教育の実施に関する業務であります。

また、ほかの3施設につきましても、施設の利用及び維持保全と森林・林業に関する知識習得や自然との触れ合いのための研修に関する業務であります。

②の指定期間は、4施設とも、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間です。

③の基準価格は、年額で、川南遊学の森が659万9,000円、ひなもり台県民ふれあいの森が2,908万9,000円、諸県県有林共に学ぶ森が258万9,000円、そして、森とのふれあい施設が2,657万1,000円と設定いたしております。

④の利用料金は、年間で、ひなもり台県民ふれあいの森が2,004万1,000円、森とのふれあい

施設が93万2,000円と設定しております。

⑤の募集概要ですが、募集期間は7月6日から9月5日までとし、説明会を7月24日から7月26日にかけて行います。

9ページをごらんください。

⑥の資格要件であります。4つの施設、共通の要件としまして、アの宮崎県内に事業所または事務所を有する、または設置しようとする団体であることなど、アからクまでの8項目を掲げております。

このほか、各施設ごとに、管理運営業務仕様書に掲げる管理運営に必要な免許等を有する組織及び人員体制を指定管理の始期までに確保できること。

また、ひなもり台県民のふれあいの森については、(ア)にあります総括責任者が常勤できることを要件としております。

10ページをごらんください。

⑦の選定であります。アの審査の流れですが、書類審査で資格審査を実施し、次に外部委員のみで構成する指定管理候補者選定委員会により、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施します。

そして、選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理候補者選定会議による確認を行います。

イの選定委員会は、これまでと同様、部で1つの選定委員会を設置し、4つの施設の指定管理候補者を選定することにしております。

委員は、そこに記載しております5名の方にお願いしております。

ウの選定会議は、環境森林部長を議長とする委員で構成いたします。

⑧の選定基準ですが、アからオまでの5つの事項を設定してありまして、詳しくは11ページをごらんください。

⑨の審査項目・配点ではありますが、選定基準の①住民の平等な利用の確保、②公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画、③経費の縮減等、④事業計画を着実に実施するための管理運営能力、⑤地域への貢献等ごとに審査項目及び配点を設定しまして、合計100点としております。

最後に、12ページの(3)スケジュールについてであります。

去る6月6日に第1回目の選定委員会を開催し、募集方針等の検討を行ったところであります。

今後の予定としましては、7月6日から9月5日まで2カ月間募集を行い、その後、書類審査を経て、10月上旬に第2回目の選定委員会による審査と選定会議による確認を行います。

10月中旬に指定管理候補者を選定し、11月定例議会におきまして、指定管理者指定議案を提出することといたしております。

説明は以上でございます。

○黒木みやぎきの森林づくり推進室長 常任委員会資料の13ページをお開きください。

私からは、一般社団法人宮崎県林業公社第4期経営計画の策定について御説明いたします。

まず、(1)の林業公社の経営状況についてであります。

公社は、第3期経営計画の改訂計画に沿って、現在、経営改善に取り組んでいるところであり、県としましては、毎月の会議で進捗状況を把握し、経営に係る指導等を行っているところであります。

下の表は、第3期改訂計画の実績であります。

左から3列目の単年度収支、実績の欄にありますとおり、24年度から毎年度、黒字となっており、その結果、表右下の28年度末の資金残高は3億1,600万円となる見込みでございます。

次に、(2)の第4期経営計画の策定についてであります。

現在の改訂計画は、平成29年度までの計画でございますので、公社は30年度を始期とする10年間の第4期経営計画を策定することとしております。

①の経営計画の内容としましては、伐採面積などの基本的事項や今後の経営改善に向けた取り組みを、②の策定の手順としましては、4月に検討委員会が設置されておきまして、今後、7月から12月にかけての3回の委員会で、経営計画案をまとめることとしております。

なお、予定どおり進みましましたら、素案は11月議会、経営計画案は2月議会におきまして、それぞれ説明を行うこととしております。

そして、3月に開催されます公社理事会で決定する手順となっております。

(3)の県としての関与でございますが、公社の経営改善に当たりましては、公社自身の経営努力のみならず、県の支援が必要となりますので、公社と一体となって経営計画の策定に取り組むこととしております。

説明は以上でございます。

○川井田環境管理課長 委員会資料の14ページをごらんください。

平成28年度「大気、水質等の測定結果」について御説明いたします。

(1)の目的は、県民の健康を保護し、生活環境を保全するために、関係法令に基づき、県内の汚染状況を監視したものであります。

(2)の測定結果の総括ですが、本県の大気、水質及びダイオキシン類については、一部の項目で環境基準を超えた地点がございましたが、おおむね良好な状況でした。

まず、大気の測定結果ですが、ページ下の表

1をごらんください。

環境基準が定められている二酸化硫黄など、6項目について測定いたしました。

その結果、(3)のアの大気汚染常時監視にありますとおり、二酸化硫黄及び微小粒子状物質PM2.5は一部の測定局で、また、光化学オキシダントは全ての測定局で、1時間値が数回超過するなどしたために、環境基準を達成できませんでしたが、注意報等の発令基準には該当しませんでした。

右の15ページの図1から図6をごらんください。

環境基準が定められている6項目について、過去5年間の経年変化をお示ししております。

いずれも県内の年平均値は、環境基準の値を下回っており、横ばい傾向がございます。

16ページの図7をごらんください。

この地図に番号をプロットしておりますとおり、県内21カ所に測定局舎を配置して、大気汚染常時監視を行っております。

17ページをごらんください。

イの有害大気汚染物質モニタリング調査では、ベンゼンなど4項目について、全ての測定地点で環境基準を達成しました。

図8から図11に、各項目の5年間の経年変化を示していますが、おおむね全国平均より低く、かつ環境基準を大きく下回る良好な状況となっております。

ウの今後の取り組みですが、今後も監視指導等を継続しますが、PM2.5等は大陸からの越境汚染も考えられておりますので、国に対して国際的な取り組みを要望していきます。

18ページをごらんください。

(4)水質の測定結果のア、公共用水域についてです。

表2にありますとおり、生活環境項目ではBOD値が、都城市花の木川で環境基準を未達成でした。

健康項目では、高千穂町の土呂久川の2つの地点で、ヒ素が環境基準を未達成でしたが、ほかの項目はいずれも環境基準を達成しました。

下の図12をごらんください。

これは、河川と海域の環境基準の達成状況を示したものです。

昨年度は、1水域で基準未達成のため98.7%となりましたが、平成11年度以降、おおむね100%に近い数値で推移し、全国に比べ高い達成率となっております。

右の19ページをごらんください。

図13は、岩戸川水系の過去5年間のヒ素の測定結果です。図の真ん中に示しています土呂久川の上の2カ所に丸印で表示をしておりますが、東岸寺用水取水点と岩川用水取水点で環境基準を超過し、近年は同レベルの値が続いております。

しかしながら、下の図14にありますように、測定を開始した昭和47年ころからすると減少傾向にあります。

主な原因を申し上げますと、その地点の上流部にあります土呂久鉱山の大切坑からヒ素を含んだ排水が出ているためで、現在、汚染されていない地下水が再びヒ素を含む土壌と接触しないようにする工事が行われておりまして、平成34年度に完了すると聞いております。

20ページをごらんください。

図15に、主な公共用水域の測定地点を丸印で示しております。環境基準値を超過した地点を黒い丸で示しております。

21ページをごらんください。

イの地下水ですが、概況調査では、表3のと

おり、全ての地点で環境基準を達成しました。

また、継続監視調査では、17地点の井戸でヒ素等が環境基準を未達成でありましたが、いずれもこれまでとは大きな変動は見られませんでした。

右の22ページをごらんください。

図16に、実施しましたメッシュ調査47地点など、計133の調査地点を色分けしております。

左の21ページにお戻りください。

ウ、今後の取り組みでございますが、公共用水域や地下水の常時監視はもとより、発生源に対する監視指導を行うとともに、浄化槽の設置や維持管理の徹底など、生活排水対策を継続してまいります。

23ページをごらんください。

ダイオキシン類の測定結果です。

表4をごらんください。まず、常時監視では、大気や水質等について、全ての測定地点で環境基準を達成しました。

右の24ページをごらんください。

図17は、常時監視測定点を大気や水質等の対象物ごとにプロットしたものです。

左の23ページ、表4にお戻りください。

発生源自主検査では、廃棄物焼却炉の3施設で排出ガスが基準値を超過していたため、改善を指導し、2施設は改善が確認され、1施設は改善指導中であります。

また、1施設でばいじんが、埋立処分基準値を超過しましたが、指導の結果、適正に処分されたことを確認いたしました。

次に、発生源立入検査では、廃棄物焼却炉2施設の排出ガスが基準値を超過していたため、改善を指導し、1施設は改善が確認され、1施設は改善指導中であります。

今後の取り組みですが、主な発生源である廃

棄物焼却炉等に対する維持管理の徹底指導等を継続してまいります。

平成28年度「大気、水質等の測定結果」についての説明は以上であります。

次に、25ページをごらんください。

引き続き、平成29年度の海水浴場水質調査結果について御説明いたします。

県及び宮崎市で海水浴場の遊泳期間前の水質検査を行い、全ての海水浴場の水質が「適」と判定され、例年どおり良好な水質でありました。

(1)の目的は、海開きの前に海水浴場の水質の現状を把握し、県民等の利用に資するものであります。

(4)の調査項目は、ア、海水浴場水質判定基準項目といたしまして、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無など4項目を測定いたしました。

(5)の調査対象海水浴場は14カ所ございまして、右の26ページの図1にお示ししたとおりで、平成28年度の利用者数と本年度の水質判定の結果を記載しております。

左の25ページにお戻りいただきまして、(6)の調査結果ですが、アのとおり、全ての海水浴場の水質は「適」と判定され、その内訳は、水質AAが9カ所、水質Aが5カ所となっております。

なお、全ての海水浴場で腸管出血性大腸菌O-157は検出されませんでした。

説明は以上です。

○甲斐森林経営課長 資料の27ページをお開きください。

みやざき林業大学校(仮称)の検討について御説明いたします。

(1)の検討の背景についてであります。

本県では、全国に先駆けて森林資源の充実が進み、伐採や再生林の林業生産活動が拡大して

いる中において、将来にわたって持続的に林業の振興を図るためには、地域が求める人材と本県に適合した効果的な研修等の仕組みづくりが喫緊の課題となっております。

このため、みやざき林業青年アカデミーの実績を踏まえ、事業体や市町村等が求める多様なニーズを的確に把握しながら、実践的な人材養成に応えられる実施体制を備えた林業大学の設置を検討するものであります。

次に、(2)の検討の基本方向ですが、県内における関係者のニーズや他県の事例を分析いたしまして、本県の人材育成のあり方を明らかにするとともに、総合的な林業担い手の養成機関としての的確に役割を担うことができるよう検討することとします。

また、緊急性の高い研修コースにつきましては、順次、前倒しでの実施を検討することとしております。

(3)の検討事項につきましては、①にありますように、本県林業が求める人材に対応した各種研修コースや、②の研修場所や研修期間等、③の県直営または委託方式など運営形態や、④の関係機関による講師派遣や就業先確保などのサポート体制について検討することとしております。

(4)の今後のスケジュール案につきましては、7月から森林所有者や林業事業体等へのアンケートや、山会議による地域での意見交換等を行います。

10月には中間報告書を作成し、11月に当常任委員会での中間報告の上、12月に森林審議会での御意見をいただいた後、翌年の1月にパブリックコメントを実施したいと考えております。

その後、2月に基本計画を取りまとめ、2月の当常任委員会で基本計画の最終報告を行いた

いと考えております。

また、平成30年度は、研修コースやカリキュラムなどの具体的な内容の検討を行い、平成31年度のみやざき林業大学校(仮称)の開校に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○三重野山村・木材振興課長 お手元の資料28ページでございます。

その他報告事項の6番、林業就業者の動向につきまして、山村・木材振興課から御説明させていただきます。

まず、現状でございます。(1)の平成27年国勢調査結果でございます。

こちらから①本県の林業就業者の動向でございますが、本年4月に、総務省が国勢調査の結果を公表いたしまして、林業就業者数、本県2,222人ということになってございます。

長期的には下げどまり傾向ということではございますが、5年前の22年調査に比べますと468人、率にして17%の減少ということになってございます。

年齢階層別に見ましても、折れ線グラフのとおり65歳以上の割合が23%ということでございます。

②の都道府県別の林業就業者数でございます。上位5県の就業者数をお示ししております。

本県の就業者数、全国2位ということではございますが、いずれの県におきましても、今回、就業者数が減少ということになってございまして、担い手の確保・育成ということが、全国的な共通した課題となっております。

こうした現状を踏まえまして、課題と今後の取り組みについて、資料29ページでございます。

(2)の課題につきましては、3点。1点目として、高齢化率も高まっているということも

ございますので、これに対応した新規就業者を確保すること、2点目として、林業就業者の定着を図ること、3点目として、就業者を雇い入れます林業事業体の経営基盤を強化していくことと考えてございます。

今後の取り組みでございますが、新規就業者の確保に向けましては、魅力ある職場づくり、あるいは林業就労への働きかけということを行うこととしておりまして、就業相談会の開催、あるいは求人・求職者に対する情報収集、提供といったことに取り組むこととしてございます。

2番目の林業就業者の定着に向けましては、就労環境の整備あるいは技術習得といったことを進めまして、通年雇用を促進するということを目指しておりまして、安全教育等による労働災害防止、社会保険掛金の事業主負担の一部助成、福利厚生施設の導入支援、新規就業者の雇用継続に取り組む事業体への支援などに取り組むこととしてございます。

③につきましましては、認定林業事業体の中から、一定要件を満たします事業体を中核認定事業体というふうに認定をいたしまして、そういった事業体に対して販路拡大等に支援をしていくということにしております。

いずれにいたしましても、林業就業者の確保・育成ということは重要な課題でございますので、現場のニーズを踏まえながら、さらなる充実・強化ということに取り組んでまいりたいと考えてございます。

こちらの説明は以上でございますので、続きまして30ページでございます。

その他報告事項の7番の乾しいたけ品評会等でございます。

(1)番、第62回宮崎県乾しいたけ品評会でございますが、こちらについては生産者の技術

向上を目的に毎年開催をしております。

ことしは去る4月19日、20日に、日向市のJ A宮崎経済連椎茸流通センターにおいて実施いたしました。

②の出品等の状況でございますが、県内全域から箱物で75点、袋物で358点、計433点の出品がございました。

これらについて審査を行いまして、優等10点含めまして、計156点の入賞品を決定しております。

③の入賞品の中から選びます特別表彰でございますが、ア、個人の部につきましましては、農林水産大臣賞として五ヶ瀬町の甲斐和幸さんの箱物「こうこ」、そのほか、林野庁長官賞や宮崎県知事賞をお手元資料の方々に決定してございます。

また、イ、団体の部は椎葉村が優勝いたしました。

右側31ページの写真、④が上位入賞品、⑤が審査会の状況でございます。

写真のように、審査におきましては、大きさ、品ぞろえ、形状などを総合的に勘案して評価をさせていただきました。

次に、(2)の品評会表彰式及び生産者大会でございます。

こちらにつきましましては、去る6月8日、都城市におきまして開催をいたしました。

多数の来賓をいただいたところでございまして、県議会からも蓬原議長に御臨席いただいたところでございます。

こちらの行事には、シイタケ生産者、関係者など約400名が参加いたしまして、表彰式、研修会、入賞品の展示といったことを行って、生産意欲の高揚を図ったところでございます。

最後に、参考として、本県の干しシイタケ生

産状況等として、過去5年分の生産量と年平均価格の推移をお示ししております。

昨年の干しシイタケの生産量は523トンと、前年より約1割の増、価格についても平均で1キログラム当たり4,697円と、昨年よりも上昇ということになってございます。

平成25年には、平均価格、1キログラム当たり2,293円というところまで落ち込むなど、かなり生産意欲が減退しまして、将来の収穫のものととなりますシイタケの種駒を打つ量、これを植菌量と申しますが、これが減少してございました。

干しシイタケにつきましては、種駒を打った後、およそ1年半から2年をかけて収穫されるということになるため、これが原因で生産量が減少しておりましたが、ここ2年、こういった品不足により価格が上昇傾向ということになっております。

このように干しシイタケの経営環境といったものが、一時期の大変厳しい時期を乗り越えて改善傾向ということにございますので、生産者の生産意欲を喚起しながら、生産体制の強化あるいは消費の拡大ということに引き続き支援を行いまして、山村の所得向上ということを進めていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○日高みやぎきスギ活用推進室長 それでは、資料の32ページをお開きください。

私のほうからは、林業成長産業化地域創出モデル事業の「延岡・日向地域」の選定について御説明します。

(1)の林業成長産業化地域の発表にありますように、4月28日、林野庁は地域の森林資源の利活用を通して、多くの雇用や経済価値を生み出そうとする地域を林業成長産業化地域とし

て選定し、発表したところです。

この事業は公募となっており、全国45地域から応募があり、審査の結果、16地域がモデル地域として選定され、本県からは延岡・日向地域が選定されたところです。

右のページをごらんください。

全国で選定された16地域が掲載されていますが、九州からは本県の延岡・日向地域のほかに、大分県の日田市地域、鹿児島県の大隅地域の3地域が選ばれたところであります。

左のページにお戻りください。

(2)の事業の概要であります。事業主体は延岡市、日向市で、事業期間は平成29年度から平成33年度までの5年間となります。

③の事業内容ですが、ICTの活用、ブランド化、林業従事者の定住促進等に係るソフト対策については定額で支援され、1地域当たりの事業費の上限額は年間1,000万円となっております。

また、ソフト対策と一体的に行う木材加工流通施設の整備は事業費の2分の1以内、高性能林業機械等の導入は事業費の3分の1以内が支援され、1地域当たり、交付額の上限額が9,000万円となっております。

(3)の延岡・日向地域の構想であります。本地域は、地域の原木需要の増大に対応するとともに、再生林の工夫等により、持続的な資源循環型林業のモデル構築を目指しており、森林所有者の経済的な負担軽減を図る再生林バンクや林業担い手の確保のための人材バンクの設置、伐採から造林までの一貫作業マニュアルの作成などに取り組むこととしております。

下の延岡・日向地域の表、林業の目標をごらんください。

素材生産量につきましては、現況の17万7,000

立方メートルから平成33年度に20万立方メートルへ、再造林面積は現況の276ヘクタールから、5年後に370ヘクタールへ、また、本地域の構想に参画する構成員である造林業、素材業、製材業の従事者数を5年後に150人増加させる目標を掲げております。

この延岡・日向地域の選定は、全国に先駆けて森林資源が成熟、伐採時期を迎えている本地域において、課題となっている再造林などに取り組む内容が、これから同じような環境、状況を迎える産地のモデルケースになり得る点が高く評価されたところでありますので、モデル事業の実施に当たりましては、この延岡・日向地域の成果が県内の他の地域にも波及させていただきますように、山会議等とも連携して、延岡・日向地域の構想実現をしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 その他報告事項についての説明が終了いたしました。

質疑はありませんか。

○井上委員 25ページの海水浴場水質調査結果についてですけど、Aランクのところの水質というのは、これは何か原因みたいなものがあるんですか。

○川井田環境管理課長 Aランクの5カ所につきましては、大腸菌群数の数が、いわゆる2個未満ではなかったということで、実を申しますと、水質AAというランクが非常に厳しゅうございまして、大腸菌群数2個未満でなければAAになりません。

したがって、Aと判定されましたけれども、2個から100個までがAという範囲に入ります。

今回の場合は、Aになりましたのは、AAに非常に近いランクではあるということです。

その原因につきましては、サンプリングをした日が、前日が雨だったという日もございまして、残念ながら、検査は天候にも若干影響を受けますもので、そういう結果になったと考えております。

○井上委員 水質的には全く問題もないし、せっかくだから全部がAAになるといいなと思います。

特別にどこかが、須美江とか物すごくよさそうに見えるんですけど、こうなんです。

○川井田環境管理課長 実は、この日も前日が雨でございまして、雨が降りますと、どうしても川が少し濁ります。田畑、それから家庭からの排水も少しは大量に入っていきますので、どうしても大腸菌のところ、数がふえてしまうという傾向にはございます。

ですから、天候を選んで測定、検査ができればいいのですが、計画をきちっとつくって、サンプリングするほう、それから受ける側の検査するところのいろんな調整もございまして、なかなかそんない日を選べないというのが現状でございます。

○高橋委員 今の関連でちょっとお尋ねしますが、やっぱり条件は同じ日に検査しないと。例えば私の地元の富士は、確か毎年AAだったような気がして。毎年、私、海水浴場開きに行くもんだから、そのときに、子供たちが日本一きれいな海水浴場って出すんですよ。それ、違うよって言わないといけなくなりますよね。

今の説明であると、前の日が雨のところ、そうじゃなかったところがあるみたいだから、物理的な、人間的な面もあるので、なかなかそう言われてもということはあるんでしょうが、何かそこら辺、地元としては非常に不満といいますか、疑問が残るところではありますので、で

できれば、私は検査の条件は一緒にしてほしい。
さっきの須美江もそうでしょうけれど。

○川井田環境管理課長 県内を同じ日に一斉にやるということにつきましては、これは衛生環境研究所のほうで分析、検査をするんですけれども、準備する機材も数が限りがございます、現在、同時にということはちょっと不可能でございます、日を分けて、2グループあるいは3グループぐらいに分けて測定しているのが現状でございます。そこは何ともいたしがたいところでございます。

○高橋委員 きょうのところは努力義務で、何かぜひ工夫してほしいなということと、ちなみに富士海水浴場はもしかして3個でしたか。参考のために何個でしょうか。

○川井田環境管理課長 ちょっと調べます。

○宮原委員 この指定管理のところですが、1番から4番まで川南から美郷町までありますけれど、1期、2期、3期ということで、これまで、指定管理としてここをやりたいということで、それぞれ幾つの手が挙がってきたものなんですか。

○黒木みやぎきの森林づくり推進室長 前回の応募につきましては、ひなもり台県民ふれあいの森、このみか2者から応募があったところでございます。

その他は1者の応募でございました。

○宮原委員 ということは、ここに基準価格というのが出てますよね、この基準価格が年額という形で出てるけれど、今、1カ所だけ2者ということであれば、それ以外は想定される対抗馬がないということになりますから、金額はある程度この満額に近いところを出しても、そこにストンと落ちてしまうということになると思う。競争性が働かないということになります

けれど、そのあたりについてはどう考えておられるんですか。

○黒木みやぎきの森林づくり推進室長 まず、この応募のやり方なんです、応募の状況につきましては、事後に公表することにしておりますので、締切日まで、応募者には応募が何者あったのかとか、そういったものは発表しないようにしております。その点で一定の競争性は確保されるんじゃないかと思っているところでございます。

○宮原委員 ただ、1カ所だけ2者で、あとはなかったということを見ると、もう大体そこが指定的に入るところになるかなと。それぞれ常識のある団体なり、企業なりとか、こういった団体がされますので、そのまま入れるということはされないだろうと思うんだけど、指定管理という意味からすると、安定的にそこがもう担うというような状況が考えられますけれど、その辺は考えられませんか。

○大西環境森林課長 候補者選定に当たりましては、先ほど御説明しましたように、選定基準等も明らかにして透明化も図っているところですが、実は最低基準点を全庁的に設けるようにしてございまして、審査項目、先ほど御説明しましたけれども、その総配点の6割をクリアすることが条件になっておりますので、1者だから必ずしもそこが決定というふうにはならない、そういう意味での質の確保、こういったことにも努めているところでございます。

○宮原委員 指定を受けておられるところがちゃんとしたところですので、そういうことにはならないと思うんですけど、仮にその基準を満たさなくて指定管理をしないとなった場合、逆に県のほうが困るということになるのかなと。そうなる対応していかなければならないから

ですよ。

それを考えると、透明性というところできくと、競争性が働くような状況というのが出てこない、余りよろしいことではないかなと考えます。それを、だからどうしなさいということではないんだけど、そのあたりを含めて十分検討をされて、いい状況で指定管理をやってもらわないと困りますので。

そして、やっぱり利用者が伸びている状況もありますし、天候によっては落ちているという話もありましたけれど、そのあたりの努力をしっかりしていただけるようお願いをしたいなと思います。よろしくをお願いします。

○高橋委員 関連でお尋ねしますが、審査項目・配点の6割をクリアすることが条件だということで、これは他の部局も同じでいいんですか。

○大西環境森林課長 行政経営課のほうで全庁的な基準を示しております。

その中で6割と示されています。

○高橋委員 6割って低いような気がしました。10点のところを6点でいいわけでしょう。

だから、私も宮原委員が質疑したように、競争性の面で非常に働かない面があるなど。結局、マンネリ化してしまって、先ほどから説明があるように、いわゆる参加者数とか伸び悩んで、むしろ少なくなっているところもあったりして、そういうところを考えると、何らかの刺激が指定管理者に必要だと思うんです。

だから、6割という数字、もうちょっと何か見直されたほうがいいのかなど、私は申し上げておきたいと思います。

○大西環境森林課長 御意見として承りたいと思います。ありがとうございます。

○川井田環境管理課長 先ほどの高橋委員の御質問、富士海水浴場は7個でございました。

○日高副委員長 林業大学校について質問します。

今回、初めてスケジュール案が出てきたと思うんですけど、前向きに検討していくということで、いろいろとお話も聞きに行ったことがあるんですが、31年度の林業大学校(仮称)開校を目指すのは、私が聞く中では、今回、初めてそういったスケジュールというのが出てきたなと思って。

宮崎県は、林業の先進地と言われておると思うんです。

だから、せっかくならば、いろんな県とか地域が、宮崎の大学校を参考にしたいなとか、そういった注目を浴びられるような、そういった大学校にしていくことも大変重要なことだと思うので。

例えば、他県の状況というのがあるんですが、他県の状況はある程度勘案しつつ、皆さん方が新しい宮崎という意識を持ちながら、知恵を絞って発信していくことって大変重要なことだと思うんですが、考えてなくはないと思うんですが、そこら辺の考えをお聞きしたいなと思います。

○甲斐森林経営課長 今、委員がおっしゃられましたけれども、スケジュールというか、今回こういうふうに出したわけですけども、将来的な本県の森林・林業を担う人材をつくるためには、やはり業界関係とか、いろんな市町村、事業者の方のいろんなニーズ等を的確に反映しなきゃいけないというのがあると思います。

それから、先ほど言われましたように、他県の林業大学校の実態とか、そのあたりも十分分析するという形からすると、今のスケジュールが一番妥当なスケジュールになるのかなと考えております。

○川野環境森林部長 委員御質問のありました

宮崎らしさというか、宮崎の独自性についてどう考えているかということで、今、課長が説明しましたとおり、やはりきちっと現場のニーズを踏まえて検討していくということが第1番目なんです、やはりオリジナル性というか、宮崎県は林業県ということもありますので、今、非常にいろんな研修制度をやっているんですが、その研修制度にどうしても対応できない方たちのスキルなり、確保対策というのが出てきます。そういう溝を埋めていくような研修を、まず考えていきたいということと、もう一つは、学生さんたちに来ていただいて、研修していただくんですけど、まず人が集まらないと意味がないし、そして卒業後にきちっと林業現場に就業していただかないと意味がない。こういうことを考えますと、ここに、④にも書かせていただきましたが、地域との連携ということでサポート体制をきちっとつくって、企業さん、それからいろんな林業事業体、さまざまな方たち等のサポート体制の中で、こういった林業大学校というものを運営できるような体制をつくっていきたいということ。

それと、場所も今後検討していくんですけども、他県の状況を見ますと、やはり1カ所、どこかの箇所で林業大学校を開設されているようなパターンもございますが、できればいろんなニーズに対応できるように、サテライト方式等も検討しながら、いろんな地域で研修が受けられたり、大学校というイメージであれば、やはり確保のための公開講座等も検討できればということで、今からいろんな関係者の皆さんとも意見交換しながら、そのビジョンを固めていきたいと考えております。

○日高副委員長 なるほどと思いました。

私も民間のサポートって大事だと思うんです。

補助金だけでやってますよということよりも、やっぱり企業も一体となって経営している、周りからサポートしているんだと、地域がそういう新しい林業の従事者をみんなで育てるんだという、そういった温かいところをもっていければいけるのかなという気がしております。サテライト方式と言われましたけれど、まさにそのとおりじゃないかと思っております。

そういった形でやっていけば、十分すごいものができるのかなと実感をいたしました。

それとしつこいんですけど、課長、寮はつくったほうがいいと思うんです。寮は今の時代に合わないと言うんですけど、寮に入れない、1年、2年、寮生活できないで、就職して長続きするかと。宮崎県の高校生の就職率は最低だという、それ以上に問題なのは、3年以内の離職率が45.何%あるわけですよ、実を言いますと、これが本当は大きな問題なんです。

それを考えると、人間力、規則というのは、当然、就業する人にもつくっていくべきだと思いますので、寮をつくるべきだと思いますので、要望しておきます。

○井上委員 林業成長産業化地域創出モデル事業と林業大学校をつくり上げていく、そういうことはちゃんとリンクさせていかないとまずいと思うんです。

それと、もう一つ、うちですごいと思うのは、みやざきスギ次世代流通モデル構築事業を持っているわけですよ。

これは、新規でやろうとしているわけだけども、私も幾つか、会派の調査であったり、それから、うちの林活であったり、いろんなところで、日本全体の林業大学校というのは見せていただいているわけだけども、小さくしないで、林業大学校をきちんと考えていただけると

いいなと思うんです。

だから、あなたたちでああでこうでというふうにしなくて、本当に林業が成長産業化していくということについて、林業大学校では何に視点を置いて学んでいくのかをきちんとしないと、せっかく国から認定されたこのモデル事業も、生かすことはできないと思うんです。

だから、私は一般質問の中で、日向と延岡の何がすぐれているから、ここは認定されたんですかと何度かお聞きしましたが、そのことと同じで、宮崎県の林業は何が違うのかが明確にならないと、林業大学校は、ただそこに来て学んでいる人が何人かいてというだけでは、非常に成長産業としての林業を認識するには、余りにも甘いのではないかなと思うんです。

だから、林業アカデミーにも、今回、行かせていただいて、そこで前年10名だったのが、今度は5名になったということだったけれども、そこで苗の植えつけするためのポットをつくったりとかっていうのをやっておられるのを見させていただいたんですけれど。

だから、林業大学校で何を学ぶのかということとかは、非常に大きいと思うんです。

先ほどから日高副委員長が言われるように、宮崎が求める林業とは何なのか、成長産業としての林業とは何なのかということが明確にないと、なかなか林業大学校をつくるどころまで、そのコンセンサスが得られないのではないだろうかと心配するわけです。

だから、発言を控えていた面もあったんですけども、流通にもきちんと手を出す。一方では、木材の振興のことにも手を出す。そして海外輸出もする。いわゆる成長産業化に向けてするという、林業大学校をつくっていくまでの間に、皆さんの頭の中で、フローチャートも含めてそ

うだけれども、明確な絵がきちんとでき上がっていかないと、林業大学校のスケジュールは決まっているけれど、中身はどうなんだという話になって、生徒を募集したときに生徒が全くいないんじゃないかと絶対困ると思うんです。

何を求めてこの学校に来ていただけるようにするのかと、コンセプトが大変重要だと思うので、林業大学校が欲しいなと私も思うけれども、十分な議論をしていかないと、宮崎県の林業が国からも認定されて、そして絶対期待されていると思うんですよ。林業県の皆さんって、みんな悩んでいるわけだから。

だから、中山間地域の活性化のためにも、経済として、成長産業だと言えるようなものにしていかないといけないわけだから、そのところは、これまでの間の議論というのをきちんと詰めていっていただけたらなと思うんです。

うちには、小田さんみたいな方がいらっしゃって、私は誇りに思います。彼みたいな方がいて、そして実際に具体的に韓国で木材を利用した家まで建てるというのなんかは、これは本当に宮崎県ならではの事だと思うんです。

ここまでされた宮崎県の環境森林部の力を本当に私は誇りに思いますが、だからこそ、林業大学校、宮崎に行こうぜみたいな感じに、皆さんになっていただけるようにしないとと思います。

ただ、つくりますだけでは、どこにつくってこうです、だけではだめだと思う。コンセプトをきちんとしないと、ここを出ると、こういうものがあるということもきちんとしていけないといけません。

うちの県立農業大学校も、そういう意味じゃ、ステータスのある大学校だと思いますが、そういうふうにしていかないといけないんじゃないでしょうか。

もう期待するがゆえに、なかなか意見を言いにくいところもあるんだけど、期待が大きいゆえに頑張っていたらなと思うんだけど、部長、何か。

○川野環境森林部長 ありがとうございます。

非常に大事なことだと思います。

いろんな成長産業化の事業もできましたけれども、さまざまな事業をやる中で、やはりそれが林業大学の取り組みとリンクする、つながっていかねばいけないということを、深く、今、認識したところでございました。このスケジュールも31年開校となっていますけれども、その基本計画を今年度にとまとめますが、その中でいろんな方たちの意見を聞きながら、まず現場、どういう人たちが必要なのかということをしつかりと確認しつつ、そして、今やろうとしているいろんな事業とどうかみ合わせていくか、どう連携していくかということもしっかり考えながら、今回、山会議も立ち上げましたので、いろんな議論の場ができました。地域性もかなりありますので、その地域、地域に応じた人材確保・育成の観点も含めながら、宮崎らしさ、人口減少の中で、林業に来ていただくためには、やはり魅力のある研修制度、魅力のある大学じゃないと、なかなか来ていただけないと思います。

そこを時間をかけてきっちり計画を練っていききたい。そして来年度にはそれをさらに具体化できるようなカリキュラムを検討しながら、31年の開校に向けていろいろ準備を進めていきたいと考えております。

○井上委員 切ったら植える、宮崎県がそういう意味では循環性があるという、そこをしっかりとやろうとしているところが、非常に評価される場所でもあるので、結局、製材、搬出、

販売までできるところまでしていくわけだから。ぜひ途中の経過を丁寧に県議会にも出していただいて、そしてこれができ上がっていくことをみんなの楽しみとして、丁寧に県議会のほうにも説明をしていただけるといいなと思っておりますので、それを要望しておきたいと思います。よろしくをお願いします。

○高橋委員 関連で、みやざき林業大学校。この誘致合戦に参加することをまず宣言をいたしますが、私もこれ1年前ぐらいに質問をしているんですよ。

地元の、私の母校の酒谷中学校が閉校になったから、こういうものを活用して、ぜひ林業大学校の設置をということで質問しているんですが、みやざきスギをなしているのは飢肥杉ですよ。飢肥杉の植林を始めた人、御存じですよ。飢肥藩の野中金右衛門さんなんです。

だから、林業大学校の設置のふさわしい所は、私しか言わないかもしれませんが、飢肥なのかなと思ったりするんですが、これはちょっとこれからの議論で。林業技術センターというのがあって、これからいろいろ議論されると思うんですが、定員とかそんなので、林業技術センターが非常に有力なのかなと思いつつながら、先ほどから説明を聞いてましたらサテライト方式も検討したいということですよ。

飢肥に大学校設置がもし不可能なときには、このサテライト方式は応援したいなと思ったりしながら聞いてました。

私も2カ所ぐらい林業大学校を視察に行っただけです。1カ所こういったところがありました。人が住まないといかんということで、部長もおっしゃいましたよね。ちょっと名前を思い出さないんですけど、サンデーモーニングのコメンテーターでたまに出られる造園大学の教授です

かね、この方が学校長をしているところがあったんですよ。ここは、その人目当てに結構生徒が集まるんですよ。

そういうやり方もあるよということで、今後、頭に、顔になる人を。すごい人になるとまた生徒も集まるし、今後、定員とかそういった細かなところを出されるに当たって、できるだけお金がかからないようにと努力されると思うんです。教室とか、既存の建物を活用する、そういったこともあると思うので、今、真っ白なんですかね。ある程度の大まかな概要、定員とか、おむねこのぐらいの規模を考えているとか、そういうのがありましたら教えていただくとありがたい。

○甲斐森林経営課長 これにつきましては、まだどこを拠点にするのかというの、含めてまた検討していかないといけないなと考えております。

先ほど、委員が言われましたように、サテライトとか、そういうのも含めて既存のいろんな施設等もございます。その辺の活用も含めて検討したいと考えてますので、現在ではまだはつきりしてないという状況でございます。

○後藤委員長 他にございませんか。

○宮原委員 乾燥シイタケの説明があったんですけど、参考資料が下に出てまして、平成28年の523トンという量は、経済連に出荷した量というカウントなんですか。カウントの仕方はどうしているのかな。

○三重野山村・木材振興課長 経済連以外にも、4割ほど別のルートで出荷しているというのもございます。それも含めた全量でございます。

○宮原委員 中山間地域で非常に厳しいという状況からして、価格が非常に上昇してきて、大変喜ばれている価格になっているのかなと思う

んですが、イメージが湧かないもんですから、この523トンというのは、生産林家ですと何戸数ぐらい県内にあるんですか。

○三重野山村・木材振興課長 生産者、約1,300戸ほどとなります。

○宮原委員 523トンというのが1,300戸で出荷されているでしょうから、その中で、1戸の農家で最大出荷されている方というのは、どのぐらいの量になるのかなと思って。

○三重野山村・木材振興課長 申しわけございません。最大の数字をちょっと持ってないんですが、私どもで言うと3万本以上の原木を扱っていらっしゃる方というのを一番最大規模ということにさせていただきます。そういった最大規模の方というのは、全戸で申し上げますと大体0.4%ぐらいになります。

どちらかという、全国で申し上げますと、ほだ木を3,000本というのを一つ目安にしているんですけど、そこが平均ぐらいなんですけど、私どもの県では、どちらかという平均よりも小規模の方が多という感じになります。

○宮原委員 その平均の3,000本というところでの生産量。どのぐらいのトン数がとれるのか、何キロとれるのかというところはどんなもんなんですか。

ばらつきがあると思います。大体、イメージでいいですよ。

○三重野山村・木材振興課長 ざっくりでございますが、3,000本というところで並べますと、生産量にして年間100キロぐらい、120キロぐらい、売り上げベースにすると50万円ぐらいの規模になります。

○宮原委員 3,000本で500キロということですか。

○三重野山村・木材振興課長 3,000本で120キ

口でございます。それを、単純に平均価格、先ほどの4,600円というところになりますと、55万円ぐらいの収入ということになります。

○宮原委員 なかなかイメージが湧かないものですから。例えば、価格が安かったときというのは、もうほぼ取り前がないという状況ですよな。

○三重野山村・木材振興課長 御指摘のとおりでございます。シイタケ生産は大体1キログラム当たり3,500円が採算ラインになってございますので、当然、先ほど2,200円台のときは、かなり厳しかったということでございますし、全体の林業所得で見ましても、直近で申し上げますと、シイタケ、干しシイタケから得られている額、19億円ぐらいになるわけですが、こちらが13億円ということで、その分、かなり抱えていたんだろうなと考えてございます。

○宮原委員 これでいくと、一番高かったときの価格は幾らぐらいなんですか。

4,600円、4,700円。イメージ的には2,200円からすると、もう倍になっているので、非常にいいなというイメージはあるんですけど。

○三重野山村・木材振興課長 一番高かったときで、6,000円前後になります。

ただ、これが平均価格ということになりますので、生産者の努力によっては、非常にきれいなものをそろえることによりまして、それより高い値段というのもございますし、例えば同じ干しシイタケでも、スライス加工したものを干すということになりますと、例えば、7,000円だとかということになりますので、それぞれのシイタケ農家さんが、どれだけ手をかけてやるかによっても変わってくると考えてございます。

○宮原委員 ありがとうございます。イメージができました。

○濱砂委員 確認のためにちょっと。団体の部で椎葉、諸塚、五ヶ瀬、3町村しか出てませんが、ほかは出てないんですか。

○三重野山村・木材振興課長 団体としての出品は、*3町のみというふうになっています。

○濱砂委員 個人はどうですか。

○三重野山村・木材振興課長 個人についてはこちらだけではなくて、例えば、県南のほうの、えびの、高原といったところからも出品がなされております。

済みません、私、今、間違っただけをお伝えしておりました。

まず、団体のほうでございますが、出品者の出品されている場所によってやっております、実際、他の市町村も参加してございます。こちらのところだけではなく、ほかに延岡市、日向市、美郷町、西都市、西米良村、都城市、小林市、高原町などということになってございます。

生産者につきましても、そうした市町村からも出品がなされているという状況でございます。失礼いたしました。

○濱砂委員 ことし、私が7本もらって500個打ったんですよ。

3,000本で50万程度ぐらいしかないんですか。

○三重野山村・木材振興課長 ならずとそういった状況かと思えます。

○濱砂委員 7本に打った種駒代が、ちょっと足りませんでしたので、全部入れたら2,000円弱ぐらいなんです。3,000本といったら相当な金額。

それこそ、猿の害に遭ったりして、みんな困ってるんですよ。そんなもんかなと思って、ちょっと済みません、確認の意味で。

私、若いころ、JAにおったものですからシ

※このページに右段に訂正発言あり

イタケを集荷して回っていたんです。大学卒業してすぐくらいのころ。昭和52年でしたけれど、どんこで、キロ当たり大体5,500円から6,000円ぐらいだったんですが、そのころにシイタケで上げている生産農家というのが、いいところで200万ぐらい、恐らく言われるように大きい、特別たくさん仕込んで、たくさんシイタケ原木を持ってる人たちだったんだろうと思いますけれど、50万の金額というと非常に少ないんですが、だからだんだん減ってきてるのかなと思うんですけれど、それはこんなもんなんですか。

○三重野山村・木材振興課長 濟みません、余りの確に答えられてないんですが、以前に比べるとかなり減っているのは確かでございます、それには全体の消費量も減ってきているということが1つと、やはり昔であると贈答用ということで、形のよいものを送ったりするといった文化があったんですが、そういったものがかなり減少してきたことによりまして、価格が下がってきていると。

実はその価格のところは、もうちょっと言いますと、高いところと低いところというのがかなり昔はあったようなんですが、最近で申し上げますと、上のところはかなり下がってきておりまして、割と平均から下のところがボリュームゾーンになっている。そういったことから、今のような感じになっているのではないかと考えてございます。

○濱砂委員 私が聞いているのは、種駒を打ち込んだ量による生産量が少なくなったんじゃないかなと思ったもんですから。30年以上前ですね、40年近く前のときに100個打ったときと、今100個打ったときの生産量が変わってるんじゃないかなと思ったんですよ、えらい少ないなと思って、どうなんですか。

○三重野山村・木材振興課長 申しわけございません。

以前の生産量のところ、1本当たり、どれだけ植菌をしているかというところは、ちょっと濟みません、今、データだとかを持っておりませんので、また勉強させていただきたいと思えます。申しわけございません。

○濱砂委員 はい、わかったとき教えてください。

○日高副委員長 確認で、返事だけでいいです。

延岡・日向地域の選定、林業成長産業化。林業従事者等増加数、平成33年、150名となっております。これ、製材業だけに偏らんようお願いしたいなど。やっぱり川上のボリュームをふやさんと、なし遂げられない。

製材業とか川下はどうにかなるんですよ。川上のボリュームをふやせるように、今度、この目標をつくっていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○日高みやざきスギ活用推進室長 このモデル事業で、林業従事者150人と掲げておりますけれども、これにつきましては、素材生産から加工まで一体的にやるということで、製材事業協同組合さんも協議会に加盟しているんですが、その中に中国木材さんも加盟しております。

ここが2期工事を計画してまして、150人中、約100人近くが製材加工ということで、あと残り50人につきましては、造林と素材という形で、別々に目標を設定しておりますので、製材加工で幾ら、造林、素材で幾らという形で実績管理していく予定にしていますので、ごちゃまぜで全部引くくめて150というような管理の仕方になっていないところでございます。

○日高副委員長 ということは、50名が川上、100名が中国木材、もうこれ何か出来レースみたい

な設定ですね。

中国木材が工場をふやすから。よくわかりました。もういいです。

○日高みやざきスギ活用推進室長 このモデル事業については、ソフトとハードございますけれども、ハード整備につきましては、中国木材さんはこの事業では一切整備しないということになっておりまして、あくまで、川上から川下まで含めて担い手を確保するという形になっておりますので、中国木材さん、これでハード整備は行わないということになっております。

○山下委員 また干しシイタケに戻りますが、この品評会をやって、農林水産大臣賞とか林野庁長官賞、県知事賞。これは品評会が済んだ後は競売されるの、入札か何かされるんですか。

○三重野山村・木材振興課長 その後に入札会というのがございまして、そちらで商品ごとに札が入ることになってございます。

○山下委員 この農林水産大臣賞で、どれぐらいの値段で売れてるの。一般の値段との比較を教えてください。

○三重野山村・木材振興課長 こちらの作品のほうで3万円と聞いてございます。キロ3万円です。

○山下委員 一般のものはどれぐらい。

○三重野山村・木材振興課長 そのときの市場価格ということになりますが、平均価格が4,160円と聞いております。

○山下委員 この写真の下の右側に審査風景が出ておりますが、例えば、この農林水産大臣賞をいただいた方の出品された箱物だろうと思うんですが、どれぐらい出されたんでしょうか。

例えば、農林水産大臣賞をもらえば、我が家にある在庫の分とか、そういうのがまた評価が上がるようなブランドとか、そんなものが何か

できるの。

○三重野山村・木材振興課長 ちょっとこの正確な箱量というのは確認はしてないんですが、箱物、品種によっても異なるんですが、大体1箱12キロから18キロぐらい入っております、それをその箱ごと評価するという仕組みになってございます。

○山下委員 3万円ということは、仮に10キロすれば30万ですよ。それが、年に1回のこの品評会で、シイタケ農家の人たちは、一番の生きがいというか、自分の力を試す。収益になる部分なんでしょうか。

10キロだったら、その分だけのものなのか。例えば、まだ在庫がいっぱいあって、その分もそういう値段の取引がなされるのか、そこをちょっと教えて。

○三重野山村・木材振興課長 審査のほうなんですけど、実は、1箱、10キロから20キロぐらいでそろえるというのは、かなり生産者にとっては苦勞すると。しかもその中のものがそろってないとなかなか評価が高まらないということでもございますので、やはり見ますと、自分の収穫されたものの中でもいいものを合わせて出されている感じは正直ございます。

ですので、生産者からしてみますと、そちらの品評会を目がけて、いいものをできるだけ多く集めようということで、こういうところに臨まれているんだと考えてございます。

実際、こちらの6月8日に行いました生産者大会のほうでは、優勝作品だけでなく、入賞作品も含めて展示をなされております。

実は、それを生産者の方が見比べられて、次はどういうふうにとろえなきゃいけないというのを、市場の感覚というか、そういったものを肌でつかまれて、さらにまた、次の生産のほう

に生かしていくということになりまして、そういった生産奨励ということで、うまくこういった品評会が使われているんだなと考えてございます。

○山下委員 この乾燥の仕方は、もうほとんど人工乾燥。

○三重野山村・木材振興課長 多くは人工乾燥でございます。

○山下委員 ここに出す人たちは、天然じゃなくて人工乾燥のものが品質がよくなるということ。そういうものが出てくるということ。

○三重野山村・木材振興課長 大きさをそろえようというときは、収穫時期が非常に重要ということでございます。

結局、芽が出始めると一斉に次々に出てくるという状況でございますので、例えば、同じ大きさのものをそろえようというのと、そこをまとめてとる。それを定期的に乾燥していくということになりますので、逆に言うと、人工乾燥でないと温度も一定しないということもございまして、そういったこともあろうかと考えております。

○甲斐森林経営課長 予算審議の中で、瀆砂委員のほうから架線を使った場合の経費の違いについて質問がございましたので、それにつきましてお答えします。

森林整備事業におきまして、平成29年度の間伐で、標準単価というのをつくって、1ヘクタール当たり、50立方の間伐材を搬出する場合において、通常車両で出すという場合が、大体、ヘクタール当たり33万2,000円ほどで見えております。

これを架線を使ってやる場合は、ヘクタール当たり36万9,000円ということで、その差がヘクタール当たり3万7,000円ほどになっておりまし

て、やはり車両系でやったほうがコスト的には安いということでございます。

○瀆砂委員 そしたら、ヘクタール当たり3万7,000円ですよ。ヘクタール当たりに、この作業網を抜くほどの助成金を差し引いたらどうなんですか。架線には助成金が出らんわけでしょう。

○甲斐森林経営課長 これは、あくまでも、そこまで道があってそれからクレーンを使うという場合と、それで車両を使うという比較をただで、そこで比較をしているという前提でやっておりますので、あくまでもそこに道を置いたということですよ。

○瀆砂委員 道路を抜くのは入れなくて、道路があった上で架線を引いた場合ということですね。

○甲斐森林経営課長 そうですね。

○瀆砂委員 架線もそこに行くまでに道路が必要だから、作業道をこんなにたくさんは張らなくてもいいかもしれんけれど、それを入れるとまた変わってくるということですね。

○甲斐森林経営課長 そうですね。

やはり、どうしても間伐をする場合は、架線の張りかえとか、それを随時やっていかないといけないという部分が非常に手間を食いますので、どうしてもまたその分は高くなるのかなと思っております。

○瀆砂委員 先ほどからいっぱい話が出ていたように、作業道が、いわゆるもともと山に戻る道路ですよ、道路として認められていない作業道ですから。これがあることによって山が崩壊するという例がたくさんあるんですよ。

だから、これにどのくらいの資金をかけていくのかということと、もう一つは、山によって違うでしょうけれど、架線を出した場合のほう

が山が安定するし、なおかつ道路の維持、掘る費用をかけた場合には、架線のほうがいいところもあるかもしれない。

将来の崩壊とか事故をなくすためには、それもまた試算してみる必要もあるのかなと思うものですから、またぜひ考えてみてください。よろしく願いしておきます。

○後藤委員長 その他報告についての質疑を終了いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして環境森林部を終了いたします。

皆様、お疲れさまでした。

午前11時57分休憩

午後1時1分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○大坪農政水産部長 農政水産部でございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

説明に入ります前に、1点、御礼を申し上げます。

先月5月26日に、みやざきの食と農を考える県民会議総会がございまして、後藤委員長に御出席いただきました。まことにありがとうございました。

それでは、お手元の委員会資料で御説明をいたします。

表紙をめくっていただいて、左側の目次をごらんください。

本日、農政水産部からは6月定例県議会提出

議案が4件、同じく提出報告が2件、その他の報告事項が4件でございます。

資料の右側、1ページをごらんください。

議案第1号「平成29年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」であります。今回の補正は国庫補助決定等に伴うものでございます。

補正額につきましては、平成29年度歳出予算課別集計表の中ほどの列、一般会計の合計の欄にありますように、5,673万1,000円の増額補正をお願いしているところであります。

この結果、農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下でございますように、400億8,640万3,000円となります。

補正内容の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に、4ページからは特別議案についてでございます。

まず、議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、それから、めくっていただきまして、6ページからは議案第5号「工事請負契約の変更について」、それから、8ページからは、議案第6号、同様に、「工事請負契約の変更について」でございます。

それから、10ページからは、議会提出報告といたしまして、まず平成28年度宮崎県繰越明許費繰越計算書、それから右側のほうは事故繰越し繰越計算書でございます。

後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

最後に、その他報告であります。12ページからになりますけれども、次期指定管理者の指定についてなど、本日、4項目を説明させていただきます。

詳細につきましては、関係課長、室長から説明しますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ます。

以上でございます。

○酒匂農政企画課長 農政企画課でございます。

当課の平成29年度6月補正予算について御説明をいたします。

資料をかえていただきまして、お手元のA4横の冊子、歳出予算説明資料をお願いいたします。

農政企画課のインデックスのところ、37ページをお開きください。

農政企画課の6月補正額は、一般会計のみで210万円の増額補正をお願いしております。この結果、6月補正後の予算額は、右から3番目の欄であります23億253万6,000円となります。

内容につきましては、39ページをお開きください。

ページ中ほどになりますが、(事項)農業総務費、1の国際連携によるみやざき農業競争力強化事業であります。

これは、今回、一般財団法人自治体国際化協会、通称クレアと申しておりますが、ここからの210万円の助成が決定したため、増額補正をお願いするものでございます。

内容は、平成27年に、県が連携協定を締結いたしましたベトナム国ナムディン省との交流の一環として、現地に県の専門技術員等を派遣し、ナムディン省内で生産が盛んな落花生やハウレンソウなどの栽培技術指導や農産物の流通実態調査を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○田中漁村振興課長 漁村振興課でございます。

歳出予算説明資料の漁村振興課のインデックスのところ、41ページをお開きください。

漁村振興課の6月補正予算額は、一般会計のみで5,463万1,000円の増額補正をお願いしてお

ります。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄でございますが、36億798万2,000円となります。

それでは、内容につきまして御説明いたします。

43ページをお開きください。

(事項)漁業経営構造改善事業費、1の水産業強化支援事業の5,463万1,000円の増額でございます。

詳細につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の2ページをお開きください。

まず、事業の目的と背景ですが、本県の養殖ウナギの平成28年の生産量は、3,255トンで、鹿児島県、愛知県に次ぐ全国3位の生産量を誇っております。

しかし、宮崎県養鰻漁業協同組合員が所有する荷さばき場が不足しているため、年間で最もウナギが消費され、販売価格が上昇する夏場に計画的・効率的な出荷ができない状況にあります。

そこで、本県ウナギ養殖業の収益性を改善し、産地の競争力強化を図るため、宮崎県養鰻漁業協同組合が行う共同荷さばき場の整備の支援を行うものでございます。

事業の内容につきまして、3ページで御説明いたします。

ページ中段の共同荷さばき場の概念図をごらんください。

養殖場で養殖されたウナギは、養殖場から池上げされ、共同荷さばき場に持ち込まれます。持ち込まれたウナギは、計量後、③のプールに仮置きされ、輸送時のストレスを解消させます。

その後、取り上げられたウナギは、④でサイズごとに選別され、計量後、⑥のかごに入れて

流水にさらす「立場」と呼ばれる蓄養所に4日から5日間置かれ、臭みなどを除いた後、生きたまま全国の加工場や専門店に出荷されます。

これらの一連の作業について、今回、整備する共同荷さばき場に機能を集約することで、計画的・効率的な出荷が可能となり、単価の高いウナギの出荷量をふやすことができます。

右のページに戻っていただきまして、2の事業の概要でございますが、予算額は5,463万1,000円で全額国費となっております。

事業期間は29年度、事業主体は宮崎県養鰻漁業協同組合でございます。

3の事業の効果ですが、販売単価の高い夏場の出荷量の増加によりまして、年間で約1,600万円の収益増を見込んでおります。

説明は以上でございます。

○牛谷農業経営支援課長 農業経営支援課でございます。

それでは、常任委員会資料の4ページをお開きください。

議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。

まず、1の改正の理由でございますが、平成29年4月の県立農業大学の組織改正に伴いまして、農学部が削除されましたことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容であります。平成29年6月定例県議会提出議案、この資料の13ページをお開きください。

使用料につきましては、下のほうに改正前と改正後で表がありますが、改正前のところに農学部という記載のあるところを全て削除しますが、使用料につきましては、別表第1、13ページの下のほうにございます。

手数料につきましては、13ページの第3条第

1項各号及び14ページに別表第2がございまして、その欄から農学部を削除するものでございます。

なお、15ページにありますとおり、施行は公布の日からとしております。

説明は以上でございます。

○函師農村整備課長 農村整備課でございます。

議案第5号及び第6号「工事請負契約の変更について」御説明いたします。

常任委員会資料6ページをお開きください。

議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

まず、議案第5号であります。

本工事は、4の位置図にありますように、延岡市と門川町の市町境の延岡市上伊形町と門川町の大字加草で実施しております県営広域営農団地農道整備事業、沿海北部6期地区の延長582メートルのトンネル工事であります。

今回、3の変更理由にありますように、公共工事設計労務単価に係る特例措置により、変更契約を行うものであります。

7ページをごらんください。

労務単価の改定につきましては、国が最近の労働市場の実勢価格を適切かつ迅速に反映した積算とするために、例年4月の単価改定を1カ月前倒ししたことを受けての対応でございます。

1の(1)の適用日は、平成29年3月1日以降に契約する工事であり、1の(2)にありますように、本県の労務単価の平均は、平成28年度と比較しまして3.4%上昇しております。

2の特例措置にありますように、平成29年3月1日以降に契約する工事のうち、旧単価で積算されているものについては、受注者の請求により、新たな単価で変更契約を行うこととして

おり、今回、受注者からの請求に基づき、変更契約を行うものであります。

6ページに戻っていただきまして、2にございますように、現在の契約金額は12億786万3,360円に對しまして、変更契約金額は12億3,489万3,049円と、2,702万9,689円の増額となります。

次に、8ページをお開きください。

議案第6号であります。

本工事は、4の位置図にありますように、本庄橋下流の右岸、国富町大字嵐田で建設しております県営湛水防除事業嵐田地区の排水機製作・据えつけ工事であります。

変更の理由は、先ほど御説明させていただきました議案第5号と同じく、公共工事設計労務単価に係る特例措置により、今回、受注者からの請求に基づき、変更契約を行うものであります。

2にありますように、現在の契約金額は6億3,653万2,560円に對し、変更契約金額は6億3,844万8,898円と、191万6,338円の増額となります。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 以上、議案についての執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

○来住委員 第1号のこの養鰻の問題で、ちょっと教えてください。

1つは、宮崎県養鰻漁業協同組合の組合員の数。それで多分、児湯地区、宮崎、この地区が多いんだろうと思うんですけど、まずその組合員数について、教えていただきたいと思うんですけど。

○田中漁村振興課長 この宮崎県養鰻漁業協同組合は、旧佐土原町にございまして、組合員数は16経営体が組合員となっております。

○来住委員 そして、これは荷さばき場を新しく建設するんでしょうか。それは具体的には、旧佐土原町のどこの地域に建設されるんでしょうか。

そして、この16の経営体が、全部ここで荷さばきをするということになるのか。ここを教えてほしいと思います。

○田中漁村振興課長 新設ということになります。

今までも、既存の施設がございましたが、それが3カ所に分かれているという理由と手狭だということで、それを集約化するというところで、効率化を図るものでございます。

場所は、やはり佐土原町内、組合事務所から若干ちょっと離れた北のほうになりますけれど、同じ旧佐土原町内になります。

それと、16経営体が、全てこれを利用されるということになります。

○来住委員 そうしますと、支援されるのが約5,500万円ですから、大体1億ぐらいでできることになると思うんですけど、残りの2分の1は、組合が実際に全て持つんでしょうか。その財政的なものを教えて。

○田中漁村振興課長 事業費としましては、1億926万2,000円になります。

2分の1補助ですので、あと残りは宮崎県養鰻漁業協同組合が支出されます。

○来住委員 わかりました。もう一ついいですか。

工事請負の変更なんですけれども、いわゆる平均単価が3.4%増になったということなんですけれども、これは具体的には労務単価が3.4%増になったと理解していいんでしょうか。

○函師農村整備課長 委員会資料の7ページにつけております平均単価2万4,536円につきまし

では、労務単価の平均ということで計上しております。

○来住委員 そうしますと、今回こうやって3.4%増になるんですけれど、実際、これが可決されてから、いわゆる現実に払われる労務単価はどうなるのか。

実際、そこで働いている方々に3.4%増として払われるのかどうか。その辺を教えてくださいと思うんですけれど。

○函師農村整備課長 変更増額いたしまして、元請には変更契約額として増額いたしますが、それからの労働者の方への賃金といいますか、そのあたりについては、私どもとしては把握しきれていない状況でございます。

○来住委員 県が発注する仕事ですよ。そして、労務単価2万4,536円、3.4%ふえる。

現実、3.4%プラスされて、お支払いがされているかどうかというものを、発注者である県が——県でもあるし、国が行ったりすることもあるんですけれど——その発注者の義務というのか、逆に言えば権利というのか、ちゃんとどうなっているのかというのを調査する、確認していく。それは法的にはなかなか厳しいんでしょうけれど、その辺どうやって理解すればいいんでしょうか。

○函師農村整備課長 この実勢単価につきましては、29年4月ということで、労務単価が決められておりまして、各企業様に調査をかけまして、4月の単価ということで設定されております。

それを、3月に1カ月前倒しして上げるということでございますので、元請としましても、推測ではございますが、単価を上げていくのではないかと考えております。

今ほど申されました調査ということに関しま

しては、私どものほうで、そういう規定とか設けておりませんので、調査をしている実態はございません。

○来住委員 もう一つ言うておきますけれど、つまり、払われるのは税金なんですよ。

その我々県民の税金が規定どおり払われているかどうか。確かに労務単価どおりに支払いをされているかどうかというのも僕もよくわからないし、しかし、企業としての利益というのは、別にちゃんと多分確保されていると思うんです。僕が言いたいのは、労務単価どおりでなくてもいいんですけれど、それが具体的に3.4%増になる。それが県民の税金として改めて払われる。それが現実に労務単価として、多分、下請とかいろいろあるんでしょうけれど、そういうところに現実に払われているかどうかというものを、県としてしっかりつかんでいく。いわゆるそこに働いている労働者の皆さんの賃金をしっかり確保していく上でも、それから、税金を投入するわけですから、その税が正しく使われているかどうかを確認していく。

元請業者の単なるもうけだけになってしまうと。それが元請業者の株の配当に使われるというんじゃないかなと僕は思うものですから。これは皆さんの部だけでもないと思うんです。他のところでも当然起こってくるものですから、その辺、もう少しつかまれたほうがいいんじゃないかなと思うものですから聞いたところですけど。

○宮下農政水産部次長（農政担当） 御質問の点、非常に大事な点でございまして、そもそもが公共事業ということで、これを執行することで事業投入の効果を求めていくわけですが、会社もしっかり経営ができていくように、その税金がしっかり使われたかどうかを調査し

ていく必要があります。

これにつきましては、県で行っているわけではないんですが、国のほうで全国を各地域ごとに分けまして、例えば、公共事業の工事で、どのように会社で経費が使われたかをしっかりと調査します。

私ども、県もその工事を抽出して国のほうに報告し、そして業者さんをお願いをして、資材単価から労務単価まで全ての数字について調査をいただいて、利益が幾らあったかまでを調査することになります。

国は、それを踏まえた上で単価等を決定していきます。

それが今回決定されたわけですが、現実的に少し前の段階で3.4%上がっているのだから上げなさいという、これは指令でございます。

今回、これがしっかり使われたかどうかを、また半年、1年後に調査をして国へ報告しますので、使われていない場合には単価を下げるという作業も出てきます。そこについては県独自では行っておりませんが、しっかりと税金の使われ方については、国の制度を活用しながら行っているところでございます。

○来住委員 もともと僕自身が仕組みをしっかりと知らなくて、こうやって質問しているものから迷惑かと思うんですけど。例えば、福祉関係の事業も県がやっていますよね、例えば、介護でも何でも。当然、県は定期的な監査に入りますよね。そのものが正しく使われてないということになりますと当然指導しますよね。もっとひどい使われ方をすると返還命令を出したりしますよね。

そういうことをするんだから、僕はこういう事業でも当然同じ税金ですから、もっとそこはしっかりしていくのが大事かなと思うものです

から、お聞きしたところです。

○高橋委員 今の関連で、次長は今、使われていない場合は、単価を下げるとおっしゃいましたよね。平均単価2万4,536円、3.4%増になるわけでしょう。だから、それを、労務者に対して同じ3.4%をスライドしない場合には、下げるという理解でいいですね。

○宮下農政水産部次長(農政担当) きょうは、この話題は労務単価でございますけれども、労務単価、それから、例えば、コンクリートだったり、鉄筋だつたりの資材が、市況の単価が下がってきたら、私たちは下がった値段で設計をしていきます。その設計の単価は、国のほうの調査で決められるということになります。

ですから、労務単価につきましても、この段階で発注したものを下げることはございませんが、次の仕事を出すときに、国は今の市況で労務単価が下がっている場合には、労務単価は下がった単価として設定されるということでございます。

済みません、ちょっと言葉足らずで申しわけございませんでした。

○高橋委員 ちょっと私がとった意味と違っていましたね。

この件は、私もちょっと心配をするんですけど、条例で別途うたうことで解決できませんか。

例えば、公契約条例というのがあるじゃないですか。下請なんかに出すときに、また賃金が下げられちゃって、下請でとる方々がすごく苦勞されているという話をよく聞きますよね。

だから、公契約条例でこういった労務単価が上がった分はちゃんとスライドしなさいとか、あるいは下請に行くときには、これ以下で賃金を支払ったらだめですよとか、簡単に言えばそ

ういうことをうたうことで、今、来住委員がおっしゃっている疑問というのは、解決できると思うんですけど、どうお考えですか。

○宮下農政水産部次長（農政担当） こういう労務単価が上がった場合には、しっかりと下請等に労務単価が支払われるようにという文書は国のほうからも出てまいりますし、私どものほうからも、今、お出しはしている状況でございます。

なかなか、これまで条例でということを検討した経緯もないものですから、今、すぐお答えすることはできませんけれども、現時点でもそういう文書の通達等で、しっかりと国の単価が下請さんまでも伝わっていると理解しているところでございます。

○高橋委員 私が伺っているのは、条例をつくるかつくらないかじゃないんですよ。その一步手前の条例でうたうことで、今、来住委員が懸念される場所は、救済できるんじゃないかなという私の問いなんです。

○宮下農政水産部次長（農政担当） 救済といえますか、現実的には、今、御説明しておりますのは、単価が変わったときには、しっかりとそれを設計に反映して、その使われた単価がその後どのような状況であるかということについては、調査でまたしっかり把握をした上で、次の単価の設定に反映しているということでございます。来住委員が御心配の点についても、しっかりと税金の使われ方については、精査をした上で使われるというシステムができ上がっておりますので、私たちはそのシステムが機能していると判断をしているところであります。

○高橋委員 もう最後にしますけれど、いろいろ賛否あるんですよ。やっぱり元請とそうじゃないところの相反関係もあるし、この件につい

ては課題が大きいですから、いろいろと議論をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○井上委員 今、高橋委員の言われるようなトーンで私も聞こうと思ってたんですが、企業体言われた増額の金額で全額出しているわけだから、向こうが何人分でどうだという、正確なきちんとした書類は出さないと、増額ということにしないわけでしょう。何人分の単価であるということとかを出しているわけですよ。

だから、人件費であるとしたら、もう労務単価分だけしかこれはないということですよ。2,700万以上、もう一つの分は、結局190万ぐらいですけども。だからもうちゃんとしたものに基づいてしか、金は出さないとということになってるわけですよ。

その行く先については、誰が使ったかわからないじゃないけれども、はっきりしてないような感じがしないでもないですけども、やっぱり先ほど高橋委員からも言われるようなことは考えていかないと。向こうの言いなりじゃ、企業体の言いなりだけでは、ちょっとしっかりと払われているかどうか確認ができない。

常に私たちは、工事請負契約の変更といったらそのまま認めていくわけですけども、根拠はもう本当に部を信頼するしかないわけですよ。部がきちんとそこは先々まで見ると。だから労務単価も上げたら上げた分だけがきちんと反映されないと、経済対策にも何にもならないという感じがするので、先ほど来住委員が言われるように、もうけはもうけとして獲得しているわけだから、そここのところがきちんと届くべきところに届かないと、何のために労務単価を上げたかがわからないということになるのではないかと。請負契約が変更になる度に、常に疑

義があるということなんですよね。

○宮下農政水産部次長（農政担当） 委員の言われるとおりでございますけれども、例えば、このお茶が100円だとしますと、私たちはこの中に入っている水の代金から、抽出するお茶の代金、プラスチック容器、そしてどんな人がどれだけかかわってできるかを計算して、このお茶は100円で作ることが適当だろうということで工事を出すわけでございます。それに対して、業者さんも100円で作くりましょうということで、請け負っていただくことになります。

今回、世の中はこれにかかわる人手が、少し労賃が上がっているのです、その労賃分をしっかりと見ないと、業者さんは手取りが少なくなりますよということで、今回、この金額をアップしなさいという国のほうの単価の改定なわけです。ある意味、命令とでも言いますか、この価格を業者さんにしっかりと払わないと、業者さんが利益が出ませんよということになっております。

今回、そのことで契約をいたしますけれども、しっかりと使われたかどうかについては、国のほうで抽出調査にはなりますけれども、県内で工事を抽出しまして、非常に細かい調査なんですけれども、何人に幾らのお金が払われたか、どんなお茶を使ったかといったところまで調査をしますのです、そのことについてはしっかりと調べが行われた上で、次の単価が決められていくということになるわけでございます。

ですから、御心配の点の、業者さんがどれだけお金を残したかということについては、たくさん残っているようであれば、次の改定でその適正なところに数字がもっていかれるということになります。

○山下委員 関連でお聞きしたいと思いますが、この3.4%の増というのは全国一律の改定です

か。

○山下農村計画課長 全国一律の改定でございます。

先ほど、次長のほうから御説明ございましたように、毎年10月に全国で、国交省と農水省のほうで公共事業に関する労務費の調査を行っております。

この結果としまして、3.4%増になったということで、それが通常は4月1日なんですけど、今回は3月1日に行われたということでございます。

○山下委員 2万4,536円というのは全国一律じゃないよね、確認しますけれど。

○山下農村計画課長 単価自体は全国一律でございます。

○山下委員 わかりました。

以前、我々自民党のほうで、入札制度改革があったとき、七、八年前ですけれど、かなり改革が進んで指名から一般競争入札になった。そしたら70%台で入札がどんどんまかり通るようになった。

それで、一般労務単価がどーんと下がってきて、結局6割ぐらいままで下がった時期があったと思うんです。

それで、業界の皆さん方が悲鳴を上げて、何とか指名にやってくれんかというお願いがあつて、いろいろ勉強会をやったんです。その中で、あれだけの厳しい労働環境を建設業界に与えたので、その当時の技術者がやめたり、県外に行ってしまったたり、かなりの疲弊を強いたんです。

だから、私はこの適正な労務単価の支払いというのは、ぜひやっていくべきだと、これは国の指導を守っていくのは当たり前なんですけど、ただ、この労務単価というのは一般の労働をされる方、そして各資格を持っておられる人がお

りますよね。それと、例えば、安全管理のために車両の運行や、旗振りって僕ら言うんですが、そういう労務単価とかいろいろあるだろうと思いますが、この労務単価というのは、押しなべて、働いておられる方、全て、平均で3.4%上げるということを前提にした国の指導でしょうか。

○山下農村計画課長 単価につきましては、平均が3.4%でございまして、通常よく使われます普通作業員とかですと1.4%でございます。

今回、トンネル工事がございましたけれど、トンネル工事のトンネル特殊工でございましてと9.4%増と、それぞれの労務単価で単価の上げ幅は違ってございます。

一概して言えますのは、全部上がってきていると。ただ、その中でも上げ幅としては、先ほど委員のほうからもございましたように、それぞれの労務、例えば、今言いました普通作業員であったり、誘導員であったり、そういった形で単価の上げ幅は違ってきております。

○山下委員 労務単価一覧表というのがあったような気がするんですが、この議案を出されるときに、できればそれを出していただくと、皆さん、よくおわかりになると思うんですが、もしよければまた後でも出していただいで。今はできないでしょう。

○山下農村計画課長 一覧表でございしますか。

○山下委員 はい。

○山下農村計画課長 後ほど。

○山下委員 関連じゃなくていいですか。

この水産業強化支援事業なんですけど、シラスウナギが一番いい量があった時代からすると、かなりとれないということ漁協の人たちからもお聞きするんですが、この生産量が3,255トン。これはもう出荷ですよ、生産量ですから。

シラスウナギという原資。これは県内産の全

ての原資なんですか。

○外山漁業・資源管理室長 日本の中で1年間に必要なシラスウナギというのが、21.7トンの枠が日本に与えられておりまして、現在、おおよそ19トン程度、国内に入ってきております。

その中で、本県では3.6トンの枠がありまして、現在、3.5トンのシラスウナギが入りました。

その内訳としまして、おおよそ12%が県内で採捕された量ということで、ことしは412キロが県内で採捕されました。

それ以外のシラスウナギにつきましては、国外がおおよそ4割、そして県外が5割と、そういう比率になっております。

○山下委員 県内産で賄われている量は本当わずかですよ。

じゃあ、全国的に宮崎県が採捕量が特に少ないのか、隣の鹿児島とか、潮の流れでこの地域は最近とれるようになったとか、その確認はされておりますか。

○外山漁業・資源管理室長 シラスウナギが日本に来遊してくるまでには、約半年間、南の海から海流に乗って日本に入ってきます。

これが毎年、日本の沿岸に着くかどうかというのは、なかなか推測が難しい状況にありますけれども、近年は、宮崎におきましては、おおよそ350キロ程度、ことしは400キロいきましたけれども、その程度入ってきておりまして、他県におきましては、例えば静岡とか、たくさんシラスウナギが漂着したとか、今年は多かったとか、各地域によって異なっております。

○山下委員 聞きたいのは、年によってとれる領域ですよ。じゃあ、こういう聞き方をしましょう。

国外と県外から入ってくる分。県外から、どこから毎年入ってくるのか。それと、国外から

は中国なのか、どこの国から来るのか。それも教えてください。

○外山漁業・資源管理室長 まず、国外から入ってくるものとしましては、香港からがほとんどになっております。

次に、国内のどこから入ってくるかにつきましては、シラスウナギの流通が各県の採捕者から仲買業者を通して、仲買業者も何者も間が入ったりして宮崎に入ってきておりますので、具体的にどこの県から何キロというところは、今の状況でははっきりわかっておりません。

○山下委員 海外からはどれぐらい入ってくるの。

○外山漁業・資源管理室長 ことしは1,344キロが宮崎に入ってきております。

○山下委員 これは国内産と、香港でとれるものは種類が違うの、全く一緒ですか。

○外山漁業・資源管理室長 これはニホンウナギという種類で一緒でございます。

○山下委員 もう一点、教えてください。

県外、海外から来るシラスウナギというのは、かなりの仲買ルートがあって、かなりの人の手が入っているように、今、お聞きしたんですが、国内でとれる価格と、国外から持ってくる分、値段の相違というのはかなりあるもんですか、平準化しているの。

○外山漁業・資源管理室長 ウナギの養殖を開始する時期というのが、日本では11月の終わりから、あと、4月ぐらいにシラスウナギを導入して養殖するという形態になっておりますが、11月ぐらいに稚魚が入るのは、いわゆる南の地域、香港あるいは中国、台湾等から、まず来遊してくるものになっておりますので、そこで稚魚を購入すると国内の単価よりもはるかに高い単価になります。

ことし、宮崎で採捕されたシラスウナギの単価が、1キロ71万円でしたけれども、11月から国外から入ってくるものというのは、個別のデータはありませんが、平均したら、その年によりますけれども、200万円から300万円、そういう単価になっております。

○後藤委員長 他にございませんか。

○日高副委員長 農政企画課に何も質問がなかったので質問したいと思います。

宮崎の農業技術をベトナムのナムディン省の人たちに教えるという貢献をするんですね。宮崎は連携協定を結んだ中で、農業技術の連携協定なのか何かわからないんですけど、宮崎としてはこの連携協定でどういう成果を求めているのかということをお聞きしたいなと思います。

○鈴木新農業戦略室長 副委員長からの御質問にお答えさせていただきます。

平成27年11月にベトナムナムディン省、あとは南九州大学と本県合わせまして、3者で連携合意書を締結いたしました。

本事業の取り組みにつきましては、委員御指摘のとおり、まず農業支援を行うという、技術支援を行うことも1つでございますが、あわせて共同の研究を行ってございます。

例えば、今、温暖化等も叫ばれておりますが、ベトナムでとれる、例えばパイヤですとか、薬草のような新たなものが、本県でできないかという取り組みの研究をともに行ってございます。

また、本県の農業生産法人の方からも、技術協力とともに現地に行ってくださいまして、例えば、現地において企業進出をしてベトナムで新しく営農を始めると、そういう支援というのを念頭に置いて取り組みを進めてございます。

○日高副委員長 ビジネスというところにも取り組もうかと。観光のほうでグローバル戦略とかいうのが多分あったと思うんです。

ということは、そこと整合を持たせないかんと思うんですが、だから農政のほうとオールみやざきですか、これとの連携って図れているんですか。

○鈴木新農業戦略室長 今、御指摘の部分で、まさにビジネスという意味で、例えば、南九州大学さんに入らせていただいておりますのは、大学の留学生の実際の案内ということも含めてございまして、南九州大学には、ベトナムからも、特にナムディン省からも数人の留学生に来ていただいておりますが、そのような方が、日本において、特に宮崎を好きになっていただくとか、関心を持っていただく。そのようなことで交流を図ることとかもございまして、当然、その一部には観光という面も含めて取り組みを進めているところでございます。

○日高副委員長 当然、協定を結ぶ中では戦略的なものがあると思いますので、ことしが3年目ですね。成果というのが目に見える形で、何か数字的なもので、どっか企業が1社でも2社でも進出できたとか、何かそういったものを3年ですから、ひとつ、5年区切りなら区切りとしてでも成果を上げてもらいたいなということでエールを送っておきます。オールみやざきとの連携はちゃんとしてください。

○後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上で議案についての質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項に移ります。説明をお願いいたします。

○酒匂農政企画課長 常任委員会資料の10ペー

ジをお開きください。

平成28年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてであります。

これは、平成28年度に議会において承認いただきました繰越事業につきまして、繰越額が確定しましたので、御報告を行うものであります。

繰越事業の一覧を掲載しておりますけれども、一番下の欄にありますとおり、農政水産部全体で、25の事業で、繰越額は175億2,401万4,507円となっております。

繰り越しの主な理由といたしましては、事業主体において事業が繰り越しとなることによるものや、国の補正予算の関係等により、工期が不足することによるものなどであります。

次に、11ページをごらんください。

平成28年度宮崎県事故繰越し繰越計算書についてであります。

繰越事業は水産基盤（漁場）整備事業、1事業でございます。

繰り越しの理由は、右側の欄にありますとおり、日向灘沖の浮き魚礁設置工事において、浮き魚礁の係留用チェーン、アンカーを作業船から投下した際に、うねりなど、何らかの原因で、チェーンが作業船に引っかかり、損傷したことに伴い、チェーン、アンカーの再製作が必要となり、不測の日数を要し、事故繰越しとなったもので、その繰越額の御報告を行うものであります。

繰越額は、2億643万9,299円となっております。なお、繰越事業の執行につきましては、関係機関との連携を図り、早期完了に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項についての質疑をお願い

いたします。

○高橋委員 最後のほうの事故繰越しの件なんですけれど、チェーン、アンカーの損傷だから、事業費は膨らむことにならなかったんですか。事業を繰り越すのはわかりますけれど、損傷するわけだから、何らかの手間が今度はかかるなと思ったんですが。

○押川漁港漁場整備室長 今回の事故繰越し案件ですけれども、説明にありましたように、浮き魚礁工事に伴いまして、それに係留するアンカー、チェーンが船上から海中に降下したときにチェーンが傷ついたということでございます。

この再製作に伴いまして費用等が発生しますが、この浮き魚礁は10年間の供用が保証できるというようになっておりまして、この再製作に当たりましては、設置業者が新日鉄住金エンジニアリングでございますが、このチェーンの安全性を保つためには、業者のほうから再製作をしたほうが品質の安全が保たれると。チェーン等に傷等があつて、船等に接触しております傷等を再度検査して、10年間もつかどうかということが業者等としても安心できなかったと、再製作したほうがいいということで、今回は費用が業者負担になったため増減はありませんでした。

○後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、報告事項について質疑を終了いたします。

続きまして、その他報告事項に関する説明を求めます。

○牛谷農業経営支援課長 常任委員会資料の12ページをお開きください。

県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園に係ります次期指定管理者の

指定について、御説明をいたします。

農業総合研修センター及び農業科学公園の管理運営につきましては、平成27年度から指定管理者制度を導入しておりますが、今年度で今期の指定期間が満了となり、来月7月から次期指定管理者の募集を開始いたしますことから、御報告させていただくものでございます。

まず、1、現在の指定管理者の管理運営状況についてであります。

(1)の施設の概要のところですが、3つ目の丸のところをごらんいただきまして、現在は学校法人宮崎総合学院を指定管理者として指定しておりまして、指定期間は27年4月1日から30年3月31日までの3年間となっております。

次に、(2)の施設の利用状況であります。過去3カ年度のデータを掲載しております。指定管理導入後、研修実績や宿泊者数など、順調に伸びてきていると考えております。

次に、(3)の施設の収支状況でございます。

安定した運営がなされているところでございますが、特徴的なものとしましては、生産物売払収入につきまして、平成27年度に比べて28年度は大きく増加しておりますが、これは主としてキュウリの市場価格が高かったということが寄与しているものでございます。

(4)の利便性やサービス向上、利用者増の取り組みにつきましてでございます。

イベントの新規開催でございますとか、研修内容の充実でございますとか、研修センターの宿泊施設を土日祝日に積極的に利用するなどの対応をしてきたこともございまして、実績が上がってきているところでございます。

続きまして、13ページをごらんください。

(5)の管理運営に係る評価についてであります。

指定管理導入後、安定した業務運営がなされているところであります。

また、公園入園者数の増加に対する取り組みにあわせまして、みやざき農業実践塾での新たな担い手の育成においても、着実に成果を上げてきております。

次に、2の次期の募集方針についてでございます。

まず、(1)の業務の範囲につきましてでございますが、研修センターや公園の利用、施設の維持・保全に関する業務等でありまして、これまでと同様でございます。

(2)の指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3カ年間としております。

(3)の基準価格につきましてでございますが、①が研修センター及び公園の管理運営に必要な費用として、県から指定管理者に交付いたします指定管理料でございます。

②が、みやざき農業実践塾等で生産された生産物の売払収入でございます。

①の指定管理料につきましては、①の基準額を上限にして応募していただく者に積算していただいたもので応募していただくこととなります。

また、②の生産物売払収入等につきましては、みやざき農業実践塾等で生産されたキュウリ等の農産物の売払収入と施設の利用料金でございます。

基準額までは、全額が指定管理者の収入となりまして、基準額を超える分については、その半額を県に納付していただくような仕組みとしております。

次に、(4)の募集概要ですが、募集期間を来月7月6日から9月5日までの2カ月間として

おりまして、別途、現地での説明会を開催する予定にしております。

募集につきましては、県の公報、ホームページ等で予定しております。

続きまして、(5)の資格要件ですが、①にありますとおり、宮崎県内に事業所または事務所を有する、または設置しようとする法人等が対象になります。

②以降につきましては、一般競争への入札参加資格や不適格要件等を記載しているものでございます。

14ページをお開きください。

(6)の指定管理者の選定についてであります。

審査の流れにつきましては、まず県で書類審査を行いまして、その後、有識者で構成されます選定委員会の委員によりまして、書類審査通過者のプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施いたします。

なお、選定委員は、飯田税理士を委員長として、農業法人の経営者等により構成しております。

続きまして、(7)の選定基準でございますが、①住民の平等な利用の確保でございますとか、②施設の効用を最大限に発揮することなどから、⑤の環境保全への対応や地域への貢献等の5つを上げております。

15ページをごらんください。

今、申し上げました審査項目につきまして、配点、先ほどの選定基準についての具体的な審査項目を記載しております。

特に、②の公の施設の効用を最大限に発揮することということ、④の管理運営能力を有することということに配点の重点を置いているというところでございます。

最後に、3のスケジュールでございますが、既に6月8日に第1回目の選定委員会を開催しておりまして、募集方針等について御議論をいただいております。

募集につきましては、先ほど申し上げましたように7月6日から9月5日まで、その後、9月中旬から審査を実施いたしまして、10月中旬ごろには指定管理候補者を決定する予定でございます。

その後、本県の指定管理者指定について、11月の定例県議会で議案として提出、御審議いただき、議決をいただいた後に指定管理者の指定を行いまして、来年4月1日から新しい指定管理者による業務を開始する予定とさせていただきます。

説明は以上でございます。

○浜田農地対策室長 農地対策室でございます。

委員会資料の16ページをお開きください。

農地中間管理事業の実施状況についてであります。

まず、1の平成28年度の事業推進状況でございます。

(1)でございますが、事業主体であります農業振興公社において、地域駐在員、また、市町村等においては嘱託職員等の増員をそれぞれ図ったところであります。

さらに、県や機構の幹部職員による市町村長の訪問や地域巡回により、有効な取り組み事例を提案しながら巡回したところでございます。

(2)でございます。基盤整備実施地区など、市町村と連携して、新たな重点実施地区の掘り起こしや見直しを年度途中で行いまして、239地区を設定したところであります。

これらの重点実施地区において、機構の地域駐在員を含む地域推進チームが集落説明会等を

行い、延べ約8,800人への事業説明を行ったところであります。

(3)でございますが、農地の出し手の確保対策といたしまして、お盆とか年末年始を中心に、テレビCMや新聞広告等を活用した事業のPRを重点的に実施したところであります。

次に、2の農地集積目標に対する実績についてでございます。

平成26年度の制度創設以来、実績を伸ばしてきておりましたが、ページの下のほうに記載しておりますけれども、機構集積協力金の制度変更の内容にありますように、国の交付金は、これまで「担い手」から「担い手」に転貸された農地も交付対象とされておりましたが、平成28年度からは、「非担い手」から「新たな担い手」に転貸された新規集積面積に限定され、交付単価が10アール当たり一律5万円となったところであります。

その範囲内での各協力金の交付単価等について、県のほうで設定したところであります。

下のほうですけれども、矢印右側の平成28年度の囲ってある部分に、各協力金の交付額を示しておりますが、例えば、地域集積協力金の場合、集積率により異なりますけれども、2万7,000円の定額であったものが、2万7,000円以内ということになったところでございます。

このような単価の引き下げや制度が変更されたこと等が影響しまして、実績は1,062ヘクタールにとどまったところであります。

しかしながら、平成28年度には、県内全ての市町村で取り組みが開始されておりまして、着実に制度の浸透が図られつつあると考えております。

右側の17ページの上の市町村別実績のグラフをごらんください。

左から6番目に表示しています都城市では、大規模法人を中心とした貸借について積極的な推進を行っております。

その2つ右隣の小林市では、土地改良区等を中心とした、地域の理解を深めた推進ということを行っております。

グラフの右から3番目に表示しております高千穂町では、中山間地域等直接支払制度の協定集落において、地域の将来について徹底的に話し合い、優先採択される他の補助事業の活用も視野に入れた推進などの取り組みを行っております。

これらの2市1町では、それぞれ実績を大きく伸ばしたところであります。

3の本年度の取り組み方針でございます。

まず、(1)でございますが、土地改良法の改正もあり、基盤整備事業との連携を強化するとともに、下にお示ししております組織体制図のとおり、関係機関との連携、特に市町村の地域推進チームにおける連携の強化を図ってまいります。

中でも、チームのコントロール役である農業委員会は、23市町村で、7月には新体制へ移行されると聞いておりますが、新しく選任された農業委員と農地利用最適化推進委員に対しまして、市町村や機構との連携のあり方などにつきまして、県の農業会議が実施する研修への支援をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

(2)でございますが、重点実施地区への取り組みでは、県段階、市町村段階、それぞれの横断的なチーム体制により積極的な推進を図ります。

また、農業経営基盤強化促進法による貸借など、個別案件については、その更新時において、

機構事業への誘導を引き続き推進してまいります。

(3)でございます。農地の出し手が不足している現状がありますことから、テレビCMなど、マスメディアを活用したPRを継続してまいります。

(5)でございますが、市町村等への推進・支援としまして、不在地主の農地の流動化を図るため、お盆や正月等の帰省の多い時期を事業推進強化期間に設定した推進や、それぞれの市町村が設定した目標面積に向けた月ごとの進行管理をしっかりと行ってまいります。

(7)でございますが、地域の話し合いを活発化させるため、人・農地プランの作成や見直し、また、事業を活用した地区が、その後、どのように変化しているのかの分析を行うとともに、事業実施地区の優良な推進事例の横展開を図りまして、他地域へ波及させていくこととしております。

このような取り組みにより、市町村や農業委員会等の関係機関との十分な連携を図りながら、農地集積目標面積3,000ヘクタールを目指して、粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○土屋農産園芸課長 農産園芸課でございます。委員会資料の18ページをお開きください。

里芋の疫病対策についてでございます。

1、本県の里芋の概要でございますが、本県の平成27年の野菜産出額は818億円で、そのうち里芋が22億円となっております。

加工・業務用向け里芋の出荷量は3,230トンで、全国出荷量の73%を占めております。

下の表をごらんください。

平成27年の欄を見ていただきますと、疫病の

発生によりまして、生産量は1万3,000トン、その1つ右の欄に、通常年でございます24年との比較を記載しておりますが、50%に減少しております。

次に、2、里芋疫病の発生状況でございますが、疫病はカビの一種による病害でございますが、雨が続く時期に多く発生しております。

下の段、左の写真が平成27年の被害状況でございます。泥はねによって、下葉や茎に疫病菌が付きまして、ひどい場合は枯れてしまいます。

(2)にありますとおり、県内におきまして、平成26年に一部圃場で疫病の発生を確認し、翌年の平成27年から被害が拡大しております。

平成28年には、西臼杵、東臼杵を除く地域で発生を確認しております。

今年の作付におきましては、資料には6月13日時点と記載しておりますが、現時点におきましても疫病の発生は確認しておりません。右の写真が5月29日時点の生育状況でございます。

次に、3、平成28年度までの取り組みについてでございます。

農薬の登録に向けた取り組みでございますが、これまで里芋疫病に登録のある農薬がなかったことから、平成28年10月に、農林水産省に農薬登録拡大に向けた要請を行ったところでございます。

この結果、平成29年3月に、里芋疫病で初めてジーファイン水和剤とアミスター20フロアブルの2剤が登録されたところです。

次に、関係機関と連携した対策の支援といたしまして、経済連、総合農業試験場、普及センター等関係機関が連携しまして、疫病の発生状況調査や研修会を開催したところです。

また、農薬2剤が登録されたこと、現地調査で新たな知見が得られたことなどから、疫病対

策マニュアルの改訂版を作成いたしました。

19ページをごらんください。

4、本年度の取り組みについてでございます。

里芋疫病対策全体研修会を4月18日に開催しまして、新規登録農薬の特徴や疫病対策マニュアルに基づく防除について、関係者に周知を図ったところでございます。左の写真が研修会の様子でございます。

次に、疫病対策マニュアルに基づく、地域が一体となった防除体制確立に向けた指導・支援でございますが、排水対策や薬剤散布通路の確保、薬剤の適正使用や適期防除など、きめ細かに指導・支援を行っております。

下段、右の写真をごらんください。

里芋は成長すると葉が大きくなり、農薬をかけにくくなること、また、無理に圃場に入ると葉や茎を傷つけ、疫病菌に感染しやすくなることから、写真の畑の中央にありますように、薬剤散布のための通路を設けるよう指導を行っております。

次に、(3)でございますが、J A、農林振興局、市場等の関係者が、疫病の発生状況を迅速に把握し、タイムリーな防除を行うために、定期的な巡回指導を行っております。

さらに、市町村、J Aなどの広報媒体を活用し、地域全体で疫病の防除を行うよう、周知活動に努めているところでございます。

最後に5、新たな疫病対策支援事業についてでございます。

薬剤散布が確実に実施されますよう、地域が一体となって取り組む里芋疫病防除に要する薬剤経費に対しまして、市町村や経済連、J Aと連携した助成を実施することといたしました。

対象経費は、里芋疫病の登録農薬であるジーファイン水和剤とアミスター20フロアブルの購

入経費でございます。

事業実施主体は、市町村、JA、農業法人等でございます。

県の補助率は6分の1以内であり、市町村、JAの補助を合わせますと、生産者への補助率は3分の2から3分の1になると考えております。

その下に負担割合の例を記載しておりますが、例えば、県と市町村で3分の1、経済連とJAで3分の1を負担した場合、生産者の負担は3分の1となります。

農産園芸課の報告は以上でございます。

○田中漁村振興課長 漁村振興課でございます。

常任委員会資料の20ページをお開きください。

宮崎県内水面漁業活性化計画の策定について報告いたします。

まず、1の内水面漁業の振興に関する法律の策定について御説明いたします。

内水面漁業は、アユやヤマメ、ウナギなどの豊かな川の幸を県民に届ける役割や自然と親しむ機会の提供など、内水面が持つ多面的機能の一翼を担っております。

しかし、近年では、ウナギやアユといった代表的な資源の減少とともに採捕量も減少しております。

このような中、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進するため、平成26年6月に、内水面漁業の振興に関する法律が制定されたところでございます。

この内水面漁業振興法のポイントを2に記載しております。

まず、1つ目としまして、振興施策の実施に際しまして、内水面漁業の水産物の供給や多面的機能の発揮及び将来にわたる国民への恵沢の享受を基本理念としております。

2つ目としまして、都道府県は、必要に応じて水産資源の回復等に関する総合的な計画を定めるよう努めるものとされております。

3つ目としまして、天然資源への影響が大きい内水面養殖業に係る許可または届出制について規定されております。

4つ目ですが、都道府県は、内水面の共同漁業権者の申し出により、河川管理者などを構成員とする内水面漁業の振興に関する協議を行うための場の設置について規定されております。

これらの背景を受けまして、3に記載しております理由により、県計画を策定することとしました。

これまで、内水面においては第五種共同漁業権に基づき、漁協が行う義務放流や自主放流または県委託放流などを実施してまいりました。

ところが、このような増殖の取り組みを長年継続しているにもかかわらず、多くの魚種について採捕量が減少しております。

特に、近年、ウナギについての国際的な資源管理への対応や、五ヶ瀬川水系におけるアユ資源の減少などの問題が顕在化してきており、より効果的な対策が求められております。

このような状況に対し、内水面における資源回復をより効果的に図るためには、従来から行われている種苗放流に限らず、生息環境の改善を含めた幅広い対策の検討や、効果の検証と方法改善を継続的に取り組んでいくことが必要となっております。

このため、漁協を含む多くの内水面関係機関が共通認識を持った上で、資源回復に向けた取り組みを進める必要があることから、内水面漁業振興法第10条に基づく県計画である、宮崎県内水面漁業活性化計画を策定することとしたものでございます。

計画(案)を別冊でお配りしておりますが、本日は計画の概要につきまして、次のページの4、計画の主な内容で御説明いたします。

計画の性格は、内水面関係者による取り組みのための指針としてございます。

基本目標として、内水面水産資源の回復と多様で健全な生態系の保全を掲げております。

計画期間は、平成33年度までの5カ年間でございます。

内容はポンチ絵に記載しておりますとおり、PDCAサイクルによる効果的な資源回復の取り組みが計画のポイントとなっております。

まずは、内水面関係者による認識共有を前提といたしまして、内水面関係者の協力のもと、①ですが、水産資源の適切な管理と効果的な増殖活動や、②カワウ、ブラックバス等の被害防止対策の強化、③コイヘルペスウイルス病、アユの冷水病などの防疫措置の強化、④水産資源の生息にも配慮した多自然川づくり及び森林整備、治山、堰堤、貯水等の取り組み、⑤県民の意識醸成や県民が参加した水産資源の保護活動を計画に基づいて実施することとしております。

また、資源状況の回復のためには、科学的に検証された採捕データなどの把握が重要となるため、資源状況の客観的把握や関係機関との情報共有を図りながら、資源減少要因について検討を行い、その後は取り組みの見直し、改善を図るといふ、いわゆるPDCAサイクルによるブラッシュアップを図り、より一層効果的な取り組みになるよう仕組みを構築することとしております。

次に、5の計画策定に係るスケジュールでございまして。

これまで内水面漁協や学識経験者を含めた内水面漁場管理委員会及び河川管理者である国土

交通省と協議を進めてまいりました。

今回の県議会常任委員会への報告を経た上で、パブリックコメント等を実施し、9月の県議会常任委員会で、パブリックコメント実施結果等の報告を行った上で策定する予定としております。

説明は以上でございまして。

○後藤委員長 その他報告事項の説明が終了いたしました。

質疑をお願いします。

○山下委員 確認をさせていただきます。

指定管理者の指定、農業大学の総合研修センターの報告が今あったところなのですが、6,327万1,000円、単年度。これで契約がずっとなされておるようですが、ここで指定管理料以外に、例えば、物品購入とか、維持管理費とか、経費はどれぐらいかかっているものですか。

○牛谷農業経営支援課長 収入は常任委員会資料の12ページにございます。

28年度の実績で見ていただきますと、収入といたしましては、県がお支払いいたします指定管理料、このときは6,300万余でございまして、あと、宿泊施設等の施設の利用料金、それと、先ほど申し上げました実践塾のキュウリの売り上げとか、そういう生産物の売払収入、合わせて、全体で8,300万の収入となっております。

その指定管理料とこの売払収入等を加えたものが収入でございまして、支出は人件費、これが職員等の人件費なんです、それと光熱水費、電気代とかでございまして。あと、事務費の中に肥料とか、農薬とか、そういうものも入って事務費ということで計上してございまして。

その他でございまして、この部分が委託料、シルバー人材センターに草刈り等の委託を行っておりますので、そういうものを含んだものがそ

の他ということで計上してありまして、支出としましては、28年度はトータルで8,300万円余ということになっております。

県の積算は、ここには当然ないんですけれども、次期指定管理の中では、13ページのほうに、中ほどに基準価格ということで指定管理料と生産物売払収入ということで、指定管理料で6,500万余、生産物売払収入等で2,000万余ということで、ここに基準額が設けてありまして、県の積算でいきますと約8,500万余りの支出が出てくるということで考えております。

○山下委員 ありがとうございます。

その他の中に経費としては入っているということやね。

○牛谷農業経営支援課長 必要な経費につきましては、肥料、農薬代等も含めて、あと人件費、その他の中にシルバー人材センターの委託料とか、その他必要な経費については全て入れていると思います。

○山下委員 建物の管理費まで入っているということだね、修繕費とか。

○牛谷農業経営支援課長 おっしゃるとおりでございます。

○山下委員 わかりました。

○来住委員 農地中間管理事業のところ、16ページですけど、機構集積協力金の制度変更の内容というのが出てくるんですけど、ここで非担い手、それから新たな担い手。つまり非担い手というのと担い手と、漠然としてはわかるんですけど、もっとそこを明確にわかるように説明していただきたいと思います。

○浜田農地対策室長 担い手の定義についてでございますけれども、いわゆる国のほうで整理してあるものは新規就農者や認定農業者、あと、もう一つが市町村で定めてある経営基盤強化法

上の構想の水準達成者、あと、もう一つが、集落営農というのが担い手ということで、まず定義してございます。

それから、ここで資料のほうに書いてございます非担い手という表現ですけども、担い手以外の方々全てを指しているということ。

それと、新たな担い手という表現をしておりますけれども、ここであえて新たな担い手と書かせていただいているのは、今、担い手の人が別の担い手の人に移す場合は対象になりませんよと。というのが、前提であったものがなくなりましたという意味合いで、28年度からは、新たな担い手としますのは、非担い手から担い手に移った分だけのお金を、ここに書いてある10アール当たり一律5万円払いますよということで書いてあるんですけども、実はもうちょっと細かくて、現在、非担い手から既存の担い手に、別の農地法上の貸借とかで貸していた農地を、新たに機構を通して貸したものの担い手もアウトということで、全く別の担い手でも、今、現状が担い手なんでアウトと、認められないということですが、例えば、Aさんが耕作している別の土地を新たに貸す場合は、今、貸している人でもいいし、別の担い手でも交付の対象となるというようなことでございまして、それらを総称して新たな担い手という表現にしております。

○来住委員 続けて、これは19ページ。里芋のところ、登録農薬が2種類、水和剤とそれからもう一つありますね、アミスターというもの。この薬は里芋そのものに散布するのか、それとも土壌に散布するのか、そこを教えてください。

土壌にすれば1回か2回すると、もうずっとそこでは長期間にわたって発生しなくなるのか

など思ったりするんで、教えてください。

○土屋農産園芸課長 この2剤はどちらも水に溶かしまして、里芋そのものに散布するものがございます。土壌消毒剤ではございません。

○来住委員 そうすると、いわゆる里芋を植えつけて、そして芽が出てきて、毎回、毎年散布するということになるんでしょうか。

○土屋農産園芸課長 少し詳しく申し上げますと、ジーファインのほうは、病気が発生しにくくするような予防剤でございますので、基本的には毎年まいたほうがよいと思っております。

それから、アミスターのほうは、病気が発生した後に治療することを目的とした農薬でございますので、疫病が発生しなければ、まく必要はないかなと考えております。

○来住委員 ちなみに、反当、どのくらいお金がかかるんでしょうか。予防剤のほうと、それからアミスターのほうと、分けて教えてほしい。

○土屋農産園芸課長 予防剤を何回まくかで変わってくるんですけども、事業の算定基礎としまして、ジーファインを2回まいて、それからやはり疫病が発生することを想定いたしまして、アミスター20フロアブルを2回まくことを想定しております。

このときに、ジーファインを2回まいたときに金額が1,901円、それから、アミスター20フロアブルを2回まいたときに4,234円で、合計6,135円と試算しております。

○来住委員 もう一ついいですか。

県内の内水面漁業の計画のことで、まだこれは正直言って読んでないんですけど、申しわけないですけど。

僕は川に魚釣りに行くのが趣味で年に何回か行くんですけど、1つは、カワウ。僕は都城でよその川には行きませんが。1月、2月、一

番寒いときですけど、カワウが百五、六十羽、団体で来るんです。

それで、多分、ふだんは轟ダムに生息しているのか、御池なのかわかりませんが、すごいですよ。カワウが100羽とか150羽と一緒に出てきて、川に着陸して、これが一緒に出ていくときにはすごい音です。

あのカワウが、その地域で150羽とか100羽とかというのが、魚2匹ずつ食べても相当な量ですよ。

我々が小さいころにはいなかったような気がするんですけど、どういうふうな対策を立てられるのかなというのが、1つ思います。

これは、野鳥の会から言わせると困るんでしょうけれど、大淀川だけでもないんだろーとは思うんです。その辺のまず状況も少し教えていただければありがたいなと思います。それから、その対策ですね。

○田中漁村振興課長 カワウの全国的な状況ですが、1920年から1940年代は、全国に分布していたとなっております。

それが1970年代に急激に減少しておりまして、これは農薬だったり、河川の環境の状況だったりということだと思いますが、その時代は3,000羽以下ということで、今で言えばもう絶滅危惧種に準ずるぐらいに減少した。日本国内でも3カ所の池、不忍池とか、そういう限られたところにだけいたとなっております。

それが1990年代になりまして増加傾向に入りまして、それは水質の改善だとかコロニーを保護していたというところがありまして、2000年の数字がございまして、全国で5万から6万羽が生息しているという状況がございまして。

被害の状況ですが、これもまだはっきりとはというところなんですけど、1羽のカワウが1日

に食べる量というのが、500グラムぐらいあると言われております。

被害額としましては、2006年の調査では、全国で73億の被害があるという積算があります。

宮崎では、延岡市が平成24年にアユでどれぐらい被害があるかという数字がありまして、2,400万ほどの被害があると推測されております。

基本的に、留鳥、余り動かないというか、スズメとかカラスとかと同じようなものなんですけど、1日に50キロ程度は飛ぶことができるということで、かなりの移動をしていると思います。

その対策なんですけど、現在、採捕量が減っているとかの状態のときに、かなり採捕量を減らしている、資源量を減らしている大きな要因だということで、漁業者、私どもも大きな問題だと認識しております。

そのためには駆除、要は鉄砲で打つだとか、そういうような方法もとっておりますし、本県ではまだ余りやっておりませんが、防除ということで、要はカワウが魚を食べないように、例えば、川の上に発泡スチロールだとか、何か浮くものを置いて、カワウを怖がらせて近寄らせないとか、そういうような駆除と防除という方法がございますが、まだ決定的な解決方法というところがありませんで、これは大きな課題ということで、今後、対策を打っていくと考えております。

○来住委員 県がつかんでいらっしゃるカワウのコロニーというんですか、僕は淀川関係、都城の上空を飛ぶのは知ってるんですけど、県内には、今、お話になった五ヶ瀬だとか、延岡だとか、幾つかそういう大きなコロニーがあるんでしょうか。

○田中漁村振興課長 済みません、数までは、

今、ちょっと資料は持っておりませんが、県内、各地域にコロニーはありますし、これは琵琶湖だとか、他県等も移動していますので、宮崎県だけではなくて、隣の県だと大分だとか、そういうところも含めてたくさんあると認識しております。

○鈴木新農業戦略室長 続けまして、鳥獣対策の担当から御説明させていただきます。

カワウの対策につきましては、農作物ではなく、委員御指摘のとおり内水面漁業の被害が出てございまして、有害捕獲、いわゆるサンプリングの捕獲事業を行っております、平成26年度、平成27年度、おのおの100羽程度の捕獲を行い、生息域ですとか、食害についての作業を行ってございます。

また、具体的な対策といたしまして、漁村振興課長がお答え申し上げましたとおり、さまざまな対策に挑戦しているところでございますが、例えば、魚道へのネットを設置して食べられないようにするという事業を、鳥獣害の総合対策交付金を活用いたしまして昨年度も実施してございます。

また、ヒヨドリやカラスと同様に、いわゆる爆音機という形で音を出すことによって追い払う、そのような取り組みも現在進めているところでございます。

○来住委員 もう一つ、これに関連して。この計画の中に盛り込むというのとちょっと違うんですけど、河川が整備されているところは、子供たちや家族がみんなよく遊びに行ったりしますよ。

都城で言えば、例えば、沖水川の橋のサイドはもう御承知のとおり、きれいに整備されていますから、子供たちも家族もよくソフトをされたり。ところが、ちょっと離れると、もう全然

管理されてないというのかな、堤防はかなり草を刈られますけれど。しかし、今度は、川面に行くところはもうそのままになっておまして。この前も、これは都城の例の高速道路よりちょっと下のほうですけど、僕はあそこがいつも自分の釣り場ですから。ところが、草が繁茂しててすごいんですよ。

そうすると、何が起こるかといったら、まず川面に近づけないわけです。近づこうと思ったら、自分でビーバーを持って行って、自分が行くところまでは自分で刈るとか何かしなきゃいけないんですが。そういう点で、まず近づけないというのがあったりして、川に親しむというのかな、そういうのが非常に弱いというのと。もう一つ問題と思ったのは、草が繁茂しているもんですから、僕が行ったとき、古タイヤが10何本捨ててあった。それから、二、三週間したらその古タイヤがなくなってたんです。誰かがちゃんと整理してくれたのかな。県がしてくれたのか、国土交通省がしてくれたのかなと思って、そうしおったら、今度はまた、肥料のビニールに何が入っているか知らんけれど、それが縛ったものが捨ててあるんです。

そういう意味で、僕が言いたいのは、草が繁茂したりしていると見通しが悪いから、そういう心ない人間が来て、ものを捨てるということが起こっているのが現実だと思うので、そういうことも含めて、この内水面漁業の計画とは直接関係なくて、つまり河川の管理に関することになってしまうんですけど、そういうことも含めて、もう少し研究してほしいというのが僕の実感でした。

何か意見があればお聞きしておくといいと思いますけれど。

河川の場合によって管理するところが違いま

すから、国土交通省がしたり、県がしたりされてますよね。

○田中漁村振興課長 県民が河川と親しむ、親水機能を発揮するというのは、内水面漁業の目的でもあります。

今回、そういう川に草が生い茂っているだけか、そういうのはどうしても河川管理者の責務といえますか、管理者が実施されることとなりますが、今回、この計画を実施していくに当たりまして、そういう河川管理者も含めて、いろんな対策を連携をとりながら実行していこうなっておりますので、そういう場で、そういう管理も必要だというような連携も図れるのじゃないかと思っております。

○高橋委員 ちょっとまた前に戻りますが、農地中間管理事業の関係で、ちょっと数字が出ていないのでまず確認をしますけれど、いわゆる集約率が全国平均よりか低かったと、私は記憶しているんですけど、そこら辺の確認をまずしたいと思います。

○浜田農地対策室長 宮崎県が全国に比べてどうかという御質問でございますけれども、*ほぼ国の平均と同じ程度ということでございます。

順位ですけれども、分母を耕地面積とした場合に、全国で13位ということでございます。

○高橋委員 私の勘違いですかね。集約の面積が13位、耕地面積で13位ということですか。

私、集約率が全国平均よりか、たしか、宮崎は低かったような記憶があったもんですから、その数字を確認したら、いや、平均ですよとおっしゃって、集約面積で13位と、今、おっしゃるからどうなんですか。

○浜田農地対策室長 ちょっと私、先ほど間違った回答をしております、訂正させていただきます

※次ページに訂正発言あり

ますけれども、全国の平均が54%ということでございまして、宮崎県が46.2%ということで、全国よりも低いという状況でございます。

○高橋委員 46.2%で、全国平均と、そんなに開きはないんだけど、しかし半分にまで満たないわけで、その要因としていろいろあるんでしょうけれど、やっぱり物理的な面、いわゆる基盤整備率ですよ。たしか、宮崎県は九州では下位のほうだったという記憶があるんです。

こういったところを並行的に進めていかないと、限界がどうしてもあると思うんです。

だから、そういったところの取り組み状況はどうされています。

○浜田農地対策室長 委員御指摘のとおり、基盤整備率は全国よりもかなり低い状況でございます。

そういった中で、現在、取り組んでおりますのは、県内でも基盤整備事業はいろんな地域で行われているわけですが、やっぱり基盤整備と連携した中間管理事業の推進を図ろうということで、市町村のほうに、重点実施地区の選定については判断を委ねている部分はございますけれども、その重点実施地区に基盤整備地区もしっかり入れていただいて、基盤整備と一緒に中間管理、いわゆる担い手に集積ということが一番求められていると思っておりますので、今、そういう取り組みを、29年度は重点実施地区をさらに上乘せをいたしまして、270ちょっと、昨年度よりもさらに重点実施地区をふやしまして、基盤整備と一体となった取り組みもしっかり行っていきたいと思っております。

○高橋委員 いわゆる受益者負担というのが、従来と比べてかなりなくなってきていますよね。担い手にしっかり集約することで、私たちもお世話になりましたが、これを急がないと、いわ

ゆる不在地主がふえていくことが、今、問われてますよね。手続で時間がかかっちゃってなかなかうまくいかないというのもあるから、これはぜひ急いでやっていくべきだと思っています。

続けていいですか。

里芋疫病の関係で、先ほど来住委員も質問されていましたが、いわゆる予防と治療。おっしゃったように予防は必ずすべきだということで、以前からされてたわけでしょう。この疫病が発生される前から、予防というのはされてたわけでしょうか。

○土屋農産園芸課長 里芋疫病に対する登録農薬がなかったものですから、疫病に対する予防というのは行ってございませでした。

○高橋委員 でしたね、失礼しました。

この予防は必ずすべきだということで指導されているはずですが、治療というものは対症療法で、発生したときにしかもうまかないということでよかったですよね。それで確認しますね、わかりました。

新たな農家の負担だなど思いながら、10アール当たりにしたらそこまでありませんが、しかし、大規模農家にするとゼロがまた1つふえていくわけですから、大変な作業だなど思いながら聞いてました。

平均的な作付面積というのは、お手持ちにございますか。また後ほど、お持ちいただきたいということと、あと、作付面積は減ったということで冒頭の説明でもありましたが、この加工・業務用は70%だから、これは全国で断トツ1位ですよ。

こういったところで見ると、青果物の出荷というのは当然、今はもう下がっているわけでしょう。生産量がもちろん減っているわけだから。

だから、加工・業務用でシェアをまだ70%占

めているというのは、すばらしいことだと思
いながら。やっぱり加工・業務用で出すほうが、
農家の所得というのは上がるもんなんですか。

○土屋農産園芸課長 基本的にはやはり青果用
で、きちんといいものを出荷したほうがいいと
いうこともあります。例えば、機械化をして、
地域の中心的な経営体がしっかり青果用も、あ
と加工用も、加工用につきましては実需者であ
る、例えば、西都にございますジェイエイフ
ズみやざきの工場なんかとしっかり契約をいた
しまして、地域で契約をして分業化しながら出
荷をするということでは所得が見込めるという
ことで、組み合わせの中では、やはりしっかり
取り組んでいくべきだろうと考えております。

実際、法人とか、中心的な経営体の方々は、
やはり契約で里芋生産に取り組むことは、出荷
時期が想定されるので非常にありがたいという
ことも言われています。

加えまして、里芋につきましては、露地物で
ございますので、非常に年ごとの単価の変動が
大きゅうございます。よく5年間で2回当たれ
ばいいかなとかいう話も聞かれるところでござ
いますけれども、それに対しまして契約もの
というのは、単価がはっきり契約でつくれるとい
うことで、やはり魅力的な取り組みだと考えて
ございます。

○高橋委員 ありがとうございます。

業務用里芋というのは青果物ですよ。だから、
こここのところが、いわゆる生産量が落ち込
んでいけばおのずとこの量も減るわけで、やっ
ぱり予防、あと治療ですよ。こういったところ
をしっかりと指導していかないと、今、73%の
シェアですけど、ここは下がると予測をしな
きゃいかんわけですよ。わかりました。

○宮原委員 27年ということでのこの統計の数字

が出てますが、28年はもう既に過ぎちゃって
るわけですから、28年のこの生産面積とか、生
産量というのはどんな状況で動いていますか。

○土屋農産園芸課長 実はここに載せてござ
いますのは、農林水産省の野菜生産出荷統計の
数字でございます。

これにつきましては、平成28年産につきま
しては、実はまだ出てございません。

ただ、参考といたしまして、市町村からの報
告をもとにまとめてございますけれども、平成
28年は、面積が970ヘクタール、生産量は1万2,900
トンと取りまとめてございます。

○宮原委員 ということは、生産量でいくと、
平成27年からすると、状況的には微妙に下が
っているというぐらいのものですよね。

ただ、自分のところも畑をつくっているから
周りを見たときに里芋畑がないんですよ。

なぜないのかなっていろいろ聞いてみると、
どっちかという種芋が手に入らないというこ
とです。

だから、ある人は物すごく収量が落ちたので
全部出荷せずに、次の年に全部畑に植えちゃっ
てもうかろうとしたんですが、残念なことに、
種芋代は高かったわけですよ。だけれど、そ
の人はもう自分の種芋でやったわけですから、
全部植えたんだけど、ほとんど収量がなかつ
たと言うわけですよ。

だから、経費、早う言えば、肥料代から入れ
た分しかとれなかったということで、こんなば
からしい仕事したってしょうがないわなとい
うことで、もう非常に作付が減っている状況。

今、通勤中に宮崎に来る間に里芋畑を見ると
抜けてるんですよ、きれいにつながってない
んですよ。

だから、多分ことしも非常に厳しいだろうな

と思うんだけど、その中で種芋自体がもう汚染をされているので、この宮崎産種芋はもうだめなんだと聞こえることがあったんですけど、だから、宮崎産の里芋を1回全部チャラにして、どっからか入れかえないとだめなんじゃないかという話も聞いたことがあるんですけど、そのあたりはどんな状況なんですか。

○土屋農産園芸課長 基本的に里芋につきましては、種を買うのは、トンネル栽培でありますとか、石川早生のごく早い作型のものが、非常に単価的に高うございますので、種子を購入して作付をします。

一般的なマルチ栽培でございますとか、中生、晩生の品種につきましては、種芋を買ってまで植えるというのが、なかなか経営的に厳しゅうございますので、基本的には、先生おっしゃったように、農家はその年に生産・収穫した種芋からよいものを残して、来年に回すというような取り組みでございます。

確かに、ほとんどの里芋産地が疫病に侵されてしまいましたので、一度きれいな種芋でということも考えられなくもないんですけども、種芋がやはり非常に高うございます。

それで、今、我々として指導しておりますのは、自家採種の種芋につきましては、登録農薬がございまして、例えば、農薬をタンクに溶かして、それに種芋を——どぶづけと言いますが——つけてまして、しっかり種芋消毒をして、疫病対策をやって植えてくださいという指導をやっているところでございます。

そのような形で何とか、疫病のつながりというのを断ち切って、もう一度里芋のしっかりした産地を再構築していきたいと考えてございます。

○宮原委員 平成28年には西臼杵、東臼杵を除

く地域で発病ですよ、ここ、なぜ発病しなかったと分析をされていますか。

○土屋農産園芸課長 まず、東臼杵には、もともと産地がほとんどございせんでした。

西臼杵はある程度の産地がございましてけれども、推測ではございまして、やはり気温が低いということがメリットとしてあるのではないかと考えております。

と言いますのが、例えば、昨年の疫病の初発は6月10日でございます。おとしは6月20日でございます。

これは、どんな土地かといいますと、大体、1日の平均気温が24度になって、雨が降っているということで、平均気温が大体24度になって、数日たって水があると疫病が発生するかと考えております。

まさに、ことしもそのときになっておりますので、県内各地の産地の最高・最低気温、平均気温等を見ておりますけれども、やはり高千穂は気温が低いということで、今年は特にかもしれませんけれど、そのあたりがやはり影響しているのではないかと考えています。

それと、今までJA系統の採種場所がえびの市と小林市にございましたけれども、ことしは未発生地ということで東臼杵のほうと西臼杵のほうにも採種地を設定してございます。

○宮原委員 ありがとうございます。

私もそう思うんです。本当は私、小林ですから小林もと思うんですけど、どうもやっぱりそののがもうだめなんで、西臼杵とか、あちらのほうなぜ発生しなかったかというのは、いろいろ周りからも聞こえるんですけど、要は主産地である、えびのとか小林の種芋が行ってない。行ってないので汚染するはずがないんです。だから、口蹄疫ではないんですが、汚染したも

のが移っていくことで広がっていくというよう
な話も聞こえるんです。

だから、そのあたりも分析されて、できれば
そこにはもう入らないようにしないと、そこが
やられたらもう全滅ということになりますよね。

だから、ことしの天気も、今のところずっと
天気がいいですから、雨が降りませんので、雨
が降り出したときに、やっぱりまた広がる可
能性もあるのかなと思います。種芋のほうです
と。

ただ、土壌がもう汚染されているのでという
話も聞くんですけれど、逆にやっぱり土壌も何
らかの形で消毒ができるものならしないと、こ
としの状況を見ないとわかりませんけれど、こ
とし、これが薬で解決すれば問題ないんでしょ
うけれど。そのあたりも十分に気をつけてやっ
ていただかないと、多分、この産地というのは
なくなるんだろうなと思います。

自分が周りを見たときに、私の周辺にもう里
芋畑がないんですもん。

今、牛が高いので、全部、牧草畑になってま
すよね。牧草畑になったおかげで何が起きてい
るかという、軽トラックも通れないぐらい農
道が草畑になっているんです。もうトラクター
が大型化になっているので、全然草を刈らなく
ても走っていくんですよね。

だけれど、軽トラックはとてでもないけれ
ど農道を通れない状況になっている。河川じゃ
ないんだけど、そんな状況なんで、畑に行く
ために自分のところだけは行けるように草を刈
りますけれど。だから、そんな状況になってま
すから、里芋については、ぜひそういうことも
頭に置いて考えてみてください。よろしくお願
いいたします。

○山下委員 今、里芋のことが出ているんです

が、去年、中国から種芋を入れたんじゃない
かな、その結果はどうでした。

○土屋農産園芸課長 昨年、新たな種芋の確保
対策といたしまして、中国産種芋の導入をいた
しまして実証をしたところでございます。

大体、県内各地域でつくっていただいたんで
すけれども、総面積で約5ヘクタール程度でつ
くりました。

その結果でございますけれども、私も見たんで
すけれども、種芋自体は太りがすごくよくてす
ばらしい種芋でございました。

ただ、生育といたしましては、疫病は他品種
と同じように出ましたし、あと、それから収穫
した芋の形状が少しよくなかった。それから、
食味も少しよくなかったということで、ことし、
もう一年、つくり方等もちょっと変えながら実
証はしていきたいと思っています。

昨年の結果は、余り芳しくなかったというよ
うな結果でございました。

○山下委員 毎回、私も言うんですけれど、
大手スーパーやら加工産業等が、今まで中国と
かいろんなどところからの輸入が多かったんで
すが、非常にやっぱり安全・安心という消費者の
求めで、国内産というのが、ニーズが今からま
た高まってくるんですよね。

そのことをしっかりと農業県として、昔から
ある産地の特色の出る里芋でもラッキョウでも、
そういうものはしっかりとつくっていかないと
いけないと、そういう責任があると思うんで
す。

それで、きょうは試験場もお見えだろうと思
うんですが、例えば、ウイルスフリー、今まで
ラッキョウとかカンショとか、そういう苗の研
究をして、かなり成績を上げてきたと思うんで
すが、里芋に対しての研究というのは全然進ん

でないの、ウイルスフリーなんかは。

○甲斐総合農業試験場長 里芋の種苗対策につきましては、現在、ウイルスフリー化というよりか、新しい有望品種の検討、国内からいろんな品種を取り寄せましてそういう検討を行っております。

平成29年度、里芋の疫病に対しましては、今まで話がございましたように、この疫病菌がどのように生存して翌年の発生源となっているかというのが、まだ明確になってございません。

そういった生態解明とか、今までとってきた対策が十分であったかという検証を、本年度から国の資金も借りまして、愛媛県、鹿児島県とともに取り組んでまいりたいと考えております。

○山下委員 ぜひ、里芋に限らず、産地の中であらなくなっていく、いろんな問題があるだろうと思うんですが、ただ、こういう病原菌とかそういうもので産地がなくなるというのは、もうこれは研究の余地がいっぱいあるわけですから、早目の研究を進めてください。

それから、農地中間管理事業についてちょっと確認したいんですが、さっき、答弁の中で重点地区のことしの目標、270ヘクタールだったかな、しますということなんです、具体的に270ヘクタールに目標を設定してやるというのは受益者負担ですよ。

例えば、今まで、基盤整備をやる中では、非農地をつくって、そこを行政当局に売り渡して、そしてその売り上げ代金で工事費を出して、受益者負担というのをなくすように努力してきたと思うんですが、中山間地域とか、結局、工業用地とか、非農地をつくる計画がない中では、どうしても受益者負担というのが出てくるのかなと思うんですが、そこの状況をちょっと説明して。

○浜田農地対策室長 270云々って先ほどちょっと濁したんですけれど、273地区の重点実施地区を設定しましたということでございます。

面積的に言いますと、重点実施地区を全て合計しますと、県全体で2,118ヘクタールになります。

今、委員おっしゃいました地元負担金の関係ですけれども、中山間が非常に気になるという御発言だったと思うんですけれども、中山間地域でなかなか集積を進めることが厳しいということで、ソフトの事業で集積率によって補助する事業もあるんですけれども、なかなかそれが使えないという現状がありますので、中山間地域等においては、いわゆる中間管理事業をうまく活用していただいて、協力金とかもありますので、そこらあたりで、その事業の負担金ではないんですけれども、別の形で直接支払とか、あちらのほうでの費用を事業のほうに回していただくというような取り組みしか、今のところ方法がないということだと思います。

一方で、平場地域については、委員おっしゃいましたように、そういう集積のソフト事業での手当もございますし、中間管理事業も取り組みやすいというのがありますので、地元負担をかなり少なくして、基盤整備を進められるということが言えると思います。

○山下委員 もうちょっとまともな答えをせなにかん。

結局、中山間地域でやる場合の基盤整備で、やっぱり100万、150万かかると言うんです。その場合に、結局、受益者負担なしでできるのかどうか、どれぐらい負担をするのか、その確認をしたいんです。

というのは、結局、米の値段が、この前も質問の中で出ておりましたが、中山間地域でつく

る米の1キロ当たりの値段も、平場でつくる値段も変わらないよねと。そういう中で、県北の地域の皆さん方も一生懸命ユネスコ登録をしたりして、それがあつたら今度は必死にまた守らないかんという動きもあるんですよ。

であれば、やっぱり県北の高千穂とか日之影、あそこはもう別として、まだもうちょっと平場に近いところの中山間地域やら、その辺は農地の集積も引くくめて基盤整備をやっていこうとすれば、受益者負担なしでやっていけるのかということのを僕は確認しているんです。どれぐらいの負担率があるのか。

○山下農村計画課長 委員の質問にございました、土地改良法の改正がございまして、中間管理機構で借りられた農地については、農家負担を求めないというような法制度に改正されたところでございます。

ただ、まだ改正されたばかりで、具体が見えないところでございます。

今までやってきました事業では、負担をとつたもんですから、そういったものとの兼ね合もございまして、まだ具体の説明はございません。

そういうことで、今後、具体的な説明があろうかと思いますが、今、そういった形で土地改良法の改正が行われて、中間管理機構を通したものでまとまったもの、そういったものについては、農家負担を求めずにできるというような改正が行われました。

○山下委員 ちょっと確認させてください。

今までの基盤整備をやった中では、受益者負担が17.5ぐらいやったですか、土地改良区負担というのが。それが実質なくなるということの理解でいいのかな。

○山下農村計画課長 それぞれの市町村で違っ

たと思うんですが、今は農家負担が10%というところが多いんですが、先ほど申しましたように、まだ具体がどういう形になるか見えてございませんので、詳しいことは言えないんですが、今まであつたような農家負担の10%といった部分が、なくなるということになるんじゃないかと思えます。

○山下委員 一時期、農政の土地改良関係の予算ががた落ちして、どこの政権とは言いませんが、そういう時代に、農村整備というのはもう本当に夢がなくなったんです。

だけれど、今、本当に国策の中で基盤整備やら、いろんな形でやっぱり重点課題として国でそういう制度改革をしてくれているということは、これが、今年度スタートするんですかね。であれば、農地集積も引くくめて、基盤整備率も、全国平均は60%基盤整備がされているけれど、宮崎は40%台ですからね、全国平均に比べて宮崎はおくれているんです。それで勢いをつけてやっていかないといけないなという思いなんです。

ぜひ、またそういう事業ができれば周知徹底して、まだいろんな課題を持ってますから、事業を頑張ってください。

○山下農村計画課長 今、委員が申されたとおりでございまして、私どももこの土地改良法改正には期待しているところでございます。

そういった中で、先ほどから申し上げてございますように、まだ具体の説明がないということ、それからどういう制度になるか、そういったことが、今後、出てくるかと思しますので、その辺は周知徹底を図りまして、事業の拡大等を進めてまいりたいと考えております。

○高橋委員 先ほど、私、受益者負担がゼロに限りなく近い、そういう事業があつたというこ

とを申し上げましたが、いろんな事業があるんでしょね、いろいろ聞きながらですね。

だけれど、確認ですよ、面積要件がありましたよね。例えば、20ヘクタール以上じゃないとだめだよというのが。それが10ヘクタール以上でもいいということになった話を聞いているんです。だから、割と小さな集落でも、今、私が申し上げている事業は可能になった。

あとは、窓口は市町村でしょうから、そこがしっかり農家と対話をして、こんな有利な事業があって、集約できて、こんな中核担い手農家がちゃんと引き受けてくれますよと。そういう丁寧なやり取りをしていけば、基盤整備は進むし。だって、山下委員がおっしゃるようにネックは負担じゃないですか。これがもう限りなくゼロになる。そして耕作放棄地も解決できる。そういう理解をしていいですよ。

○山下農村計画課長 先ほどから申し上げていますように、中間管理機構に貸し出した農地を整備するものにつきましてはそういう形になります。

また、中間管理機構を通さないもので圃場整備する場合につきましても、今の委員が申されたような形で、集積率を上げますと、それに合わせて農家負担を少し軽減する事業とかございます。そういったことも絡ませながら、進めてまいりたいと考えております。

○後藤委員長 他にございませんか。

○土屋農産園芸課長 先ほど、高橋委員のほうからいただきました里芋をつくっている農家の平均的な面積という御質問でございますが、平成27年の市町村報告から計算いたしますと、1戸当たり40アール程度の面積を作付しているということでございます。

○高橋委員 先ほど、収量の関係で28年の御報

告いただきましたけれど、970ヘクタールに対して1万2,900トンだから、これ反収は上がってま

すよね。
だから、いわば、農産園芸の指導が徹底していると私は理解をしました。反収は上がってま

すよ。
○後藤委員長 その他報告についてを終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして、農政水産部を終了いたします。

皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時15分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日行うこととし、再開時刻を1時10分としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かありませんか。

○井上委員 ちょっと聞きたいものがあるんですけど、主要農作物の種子法の関係のこと、あれを1回、委員会で今後どうしていくつもりなのかを聞きたい。

もう一つは、東九州軸青果物輸送に向けたモーダルシフト加速化事業というのがあるんですが、それはJRを使ったり、カーフェリーを使ったりとか、そういうのをやっているんです。

これは改善事業なので、以前からそういうの

平成29年6月21日(水)

をやっているわけだけれど、今現在、どこまで
どんなふうに進めているのかというのが知
りたいので、委員会でいいので、その報告を。

○後藤委員長 ありがとうございます。

実は、あした、委員協議の中で7月19日閉会
中のテーマをお聞きしようと思っています。

○井上委員 ざっくりじゃなく、ちゃんと丁寧
に説明ができるようにしてもらいたい。

○後藤委員長 わかりました。この件について
は、明日、お願いしたいと思います。

ほかにはいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 では、以上をもちまして本日の
委員会を終わります。

午後3時18分散会

平成29年 6 月 22 日 (木曜日)

午後 1 時10分再開

出席委員 (8 人)

委 員 長	後 藤 哲 朗
副 委 員 長	日 高 博 之
委 員	宮 原 義 久
委 員	濱 砂 守
委 員	山 下 博 三
委 員	高 橋 透
委 員	来 住 一 人
委 員	井 上 紀代子

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

事務局職員出席者

議事課課長補佐	濱 崎 俊 一
議事課主任主事	八 幡 光 祐

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして賛否も含め、御意見があればお願いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第 1 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 号外 3 件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長の報告骨子案についてですが、委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時11分休憩

午後 1 時20分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、皆様方の御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に対する調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時20分休憩

午後 1 時23分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

7 月 19 日の閉会中の委員会につきましては、先ほどの協議のとおりの内容で委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように進めさせ

ていただきます。

次に、県外調査の調査先につきましては、正副委員長に御一任をいただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時 24 分閉会